



文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会  
大学支援関係法人部会 大学評価・学位授与機構作業部会 名簿

委員名	現職
○ 奥野 信宏	中京大学理事・総合政策学部長
松本 香	公認会計士、松本香公認会計士事務所長、T DK株式会社監査役
渡辺 孝	芝浦工業大学工学マネジメント研究科長

「○」:主査

## 独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期期間に係る業務の実績に関する評価 項目別総表

中期目標の項目名	評価	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 <sup>※</sup>				
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			A	A	A
業務の効率化	A	業務の効率化	A	A	A	A	A
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			A	A	A
大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	A	A	A	A
(1)大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	A	(1)大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	A	A	A	A	A
		1)大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A	A	A	A
		2)短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A	A	A	A
		3)高等専門学校等の教育研究等の総合的状況に関する評価	A+	A	A	A	A
(2)専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	A	(2)専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	A+	A	A	A	A
(3)国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	A	(3)国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	B	A	A	A	A
学位授与	A	学位授与	A+	A+	A	A	A
(1)単位積み上げ型による学士の学位授与について	A	(1)単位積み上げ型による学士の学位授与について	A+	A+	A	A	A
(2)省庁大学校修了者に対する学位授与について	A	(2)省庁大学校修了者に対する学位授与について	A	A	A	A	A

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調査及び研究	A	調査及び研究	A	A	A	A	A
(1)大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	A	(1)大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	A	A	A	A	A
		1)調査研究プロジェクト	A	A	A	A	A
		2)研究成果の公表等	A	A	A	A	A
(2)学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	A	(2)学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	A	A	A	A	A
		1)調査研究プロジェクト	A	A	A	A	A
		2)研究成果の公表等	A	A	A	A	A
情報の収集、整理、提供	A	情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	A
(1)評価に関する情報の収集、整理、提供	A	(1)評価に関する情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	A
		1)大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	A
		2)国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供	B	A	A	A	A
(2)学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	A	(2)学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	A	A	A	A	A

中期目標の項目名	評価	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
その他の業務		その他の業務					
(1)国内外の他の関連機関等との連携・協力	A	(1)国内外の他の関連機関等との連携・協力	A	A	A	A	A
(2)広報活動の実施	A	(2)広報活動の実施	B	B	A	A	A
(3)大学等の評価に関する普及活動の実施	A	(3)大学等の評価に関する普及活動の実施	A	A	A	A	A
業務運営		業務運営					
(1)運営体制の整備	A	(1)運営体制の整備	A	A	A	A	A
(2)自己点検・評価の実施	A	(2)自己点検・評価の実施	A	A	A	S	A
Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善		Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善			A	A	A
財務内容の改善に関する事項等	A	財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	A	A
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項		Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	A
人事に関する計画	A	人事に関する計画	A	A	A	A	A

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

○評価の評価について

【平成16年度～平成17年度】

- A+：特に優れた実績を上げている。
- A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。
- B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている。
- C：中期計画をほぼ履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。
- C-：評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある。

【平成18年度～】

- S：特に優れた実績を上げている。
- A：中期目標通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標の達成に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。
- B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。
- C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。
- F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	2,189	2,189	2,074	1,996	1,896	業務等経費	1,645	1,717	1,605	1,459	1,446
大学等認証評価手数料		64	118	253	91	大学等評価経費		64	118	253	91
学位授与審査等手数料	83	87	88	88	106	学位授与審査等経費	83	87	88	88	106
その他	8	9	11	25	22	一般管理費	463	462	419	395	381
寄附金等収入	5	10	15	4	4	受託事業費	—	—	—	—	266
受託事業収入	—	—	—	—	266						
計	2,285	2,359	2,306	2,366	2,384	計	2,191	2,330	2,231	2,197	2,290

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	2,140	2,293	2,250	2,188	2,264	経常収益	2,140	2,293	2,250	2,188	2,727
業務費	1,628	1,771	1,771	1,741	1,839	運営費交付金収益	2,021	2,096	1,986	1,776	2,191
大学評価事業経費	579	650	653	752	957	資産見返負債戻入	27	35	40	40	44
						大学等認証評価手数料		64	118	253	91
学位授与事業経費	331	341	355	340	332	学位審査手数料収入	83	87	88	88	106
その他事業経費	718	780	763	649	550	財産貸付料収入	8	9	10	12	17
一般管理費	513	522	479	447	422	寄附金収益	2	2	7	5	7
財務費用	0	0	0	0	0	受託事業等収入	0	0	0	9	266
雑損		0	0	0	3	財務収益	0	0	0	2	1
臨時損失	269	0	0	0	0	雑益	0	0	0	2	4
						臨時利益	269	0	0	0	0
計	2,409	2,293	2,250	2,188	2,264	計	2,409	2,293	2,250	2,188	2,727
						当期純利益	0	0	0	0	463
						当期総利益	0	0	0	0	463

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	1,542	2,607	2,332	2,057	2,311	業務活動による収入	2,307	2,360	2,324	2,368	2,406
業務費支出	250	1,206	857	786	978	運営費交付金収入	2,189	2,189	2,074	1,996	1,896
人件費支出	1,153	1,227	1,252	1,144	1,172	受託事業等収入	—	—	—	—	266
一般管理費支出	133	168	212	113	151	手数料収入	92	147	207	343	196
預り科学研究費補助金の払出	7	7	11	14	10	寄附金収入	12	8	15	4	4
投資活動による支出	66	70	19	316	65	預り科学研究費補助金の受入	7	7	14	13	10
有価証券の取得による支出	—	—	—	299	—	その他の業務収入	8	9	15	11	33
有形固定資産の取得による支出	66	70	17	16	51	利息の受取額	0	0	0	1	1
財務活動による支出	—	—	—	—	1	投資活動による収入	—	—	—	300	—
						有価証券の償還による収入	—	—	—	300	—
						財務活動による収入	—	—	—	—	—
計	1,608	2,678	2,351	2,373	2,377	計	2,307	2,360	2,324	2,668	2,406

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	709	395	367	673	690	流動負債	710	398	368	673	227
固定資産	7,510	7,379	7,192	7,038	6,908	固定負債	213	248	229	237	264
						負債合計	924	646	596	910	491
						資本					
						資本金	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471
						資本剰余金	△ 176	△ 343	△ 508	△ 670	△ 827
						利益剰余金	0	0	0	0	463
						(うち当期未処分利益)	0	0	0	0	463
						資本合計	7,295	7,128	6,963	6,801	7,107
資産合計	8,219	7,774	7,559	7,711	7,598	負債資本合計	8,219	7,774	7,559	7,711	7,598

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期未処分利益					
当期総利益	0	0	0	0	463
II 利益処分額					
積立金	0	0	0	0	463

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
常勤職員	141	142	138	140	145

## 独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する中期目標期間に係る業務の実績評価

### III 業務の質の向上

(2) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期目標	中期計画	評価の観点	各事業年度評価結果					中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
			16	17	18	19	20			
<p>大学等の教育研究活動等の状況についての評価</p> <p>機構は、以下の各項に掲げる大学等の評価に関する業務を適切に実施することにより、</p> <p>① 教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる</p> <p>② 大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会にわかりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく</p> <p>③ 第三者評価機関として大学の教育研究等の質を保証し、このことを通じて我が国の高等教育の国際的通用力の確保等に資することを旨とし、もって我が国の高等教育機関の個性ある発展、教育研究水準の向上等に資する。また、評価業務の実施にあたっては、大学等関係者の意見を踏まえつつ、常により良い評価の仕組みの構築に向け、その改善に努める必要がある。</p>	<p>大学等の教育研究活動等の状況についての評価</p>	<p>○ 大学等からの求めに応じて、大学の教育研究等の総合的状況を適切に評価しているか。(平成16年度においては、次年度以降の認証評価の実施に向けて評価体制の整備を図り、評価基準及び評価方法を適切に決定しているか。)</p> <p>○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究活動の状況を適切に評価しているか。(法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。)</p> <p>○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況に関する評価及び効果的な評価方法等の検討を適切に行っているか。</p>	A	A	A	A	A	/	<p>A</p> <p>○ 平成16年度に翌年度開始のための準備を周到に行い、平成17～20年度の4年間で、63大学、7短大、58高等専門学校、25法科大学院の認証評価を実施した。また、20年度は86国立大学法人および4大学共同利用機関法人を対象に中期目標期間評価を実施した。膨大な業務を組織的に遂行できたことは高く評価される。また、認証評価を実施した大学などからの意見申し立てに対し、透明性を確保した形で実施したことは適切であった。</p> <p>○ 認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院に対して、アンケート調査を実施して課題の抽出を行うとともに、外部検証委員会のもとに「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、評価にかかわる総合的な検証を行い、改善を図ったことは評価される。</p>	
<p>(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>○ 大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究等の総合的状況を適切に評価しているか。</p>	A	A	A	A	A	/	<p>A</p> <p>○ 63大学を対象に組織的に混乱無く評価業務を遂行できたことは高く評価される。意見申し立てのあった大学に対する再審査の公表等透明性のある形でのフィードバックは、評価文化の定着に向けての意義が大きい。</p> <p>○ 認証評価を実施した大学に対して、アンケート調査を実施して課題の抽出を行うとともに、外部検証委員会のもとに「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、評価にかかわる総合的な検証を行い、課題を抽出して、改善を図ったことは評価される。</p>	
<p>1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p> <p>国・公・私立大学からの求めに応じて、大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該大学及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各大学の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。</p> <p>評価結果については、評価を実施した大学に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。</p> <p>それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。</p>	<p>1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>○ 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。</p>						/	<p>○ 大学機関別認証評価委員会の設置と検討状況</p> <p>大学評価基準、評価方法等の大学機関別認証評価に関する基本的事項、及び具体的な認証評価について審議するため、社会、経済、文化等の有識者からなる、大学機関別認証評価委員会を平成16年4月に設置し、同年10月に「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準(機関別認証評価)」を決定した。併せて、「自己評価実施要項」、「評価実施手引書」及び「訪問調査実施要項」も決定した。</p> <p>○ 文部科学大臣からの大学の認証評価機関としての認証</p> <p>平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に文部科学大臣から認証された。</p> <p>○ 評価の受付</p> <p>平成16年度から、翌年度に実施する大学機関別認証評価のために、各大学に対し、申請依頼文書を送付し、申請を受け付けている。</p> <p>○ 評価体制の整備</p> <p>平成17年度以降、大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定した基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果原案を作成することを任務とした評価部会及び財務専門部会(大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成)を設置している。</p> <p>また、平成18年度からは、各評価部会間の評価内容等を調整するため、各評価部会の部会長等か</p>	
	<p>① 大学からの求めに応じて、機構が定める大学評価基準に従って当該大学の教育研究等の総合的状況について評価を行い、当該大学が大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>							/		



② 評価体制の整備等  
 平成16年度に大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。  
 平成16年度に文部科学大臣から大学の認証評価機関としての認証を受ける。  
 平成16年度中に、ネットワークを利用した評価作業システムを構築する。  
 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

③ 評価の実施  
 平成17年度から、大学からの申請に基づいて評価を実施する。  
 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置

らなる運営小委員会も設置している。  
 ○ 評価の実施  
 評価部会及び財務専門部会において、各大学から提出された自己評価書を分析し、書面調査で確認できなかった事項等を中心とした訪問調査を各年度実施し、評価結果を確定した。確定した各大学評価結果は、対象63大学等に通知し、機構の定める大学評価基準を満たしていることを伝えるとともに、優れた点等を指摘した。  
 ○ 評価結果の検証等  
 ① 平成18年度から、前年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対し、アンケート調査を行い、その内容を基に検証を行っている。平成19年度からは、その結果を、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。  
 ② 平成19年度に、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性等について、評価に関する総合的な検証等を実施した。

○ 平成16年、平成18年、平成20年の各4月に、社会、経済、文化等の有識者からなる大学機関別認証評価委員会を設置し、準備委員会における検討経過等を踏まえ、評価基準、評価方法等基本的事項及び具体的な認証評価の在り方について審議している。  
 同委員会の下に検討チームを置き、大学評価基準及び評価方法等の検討を行い、「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」について試行的評価の経験や大学関係者等の意見を踏まえつつ、「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」について審議を重ねた後、正式に決定した。  
 また、評価方法等に関し、大学が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者のための「評価実施手引書」、訪問調査の際の準備事項等を記載した「訪問調査実施要項」を決定した。  
 ○ 平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に文部科学大臣から認証された。（再掲）  
 ○ 試行的評価で利用した意見照会票受信確認システム及びメーリングリストの2つのネットワーク関連システムの見直しを行い、平成17年度に改善を図った。  
 ○ 平成17年度に、大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会を設置した。  
 また平成18年度には運営小委員会を平成19年度には、意見申立審査会を設置した。  
 構成員は、評価部会及び財務専門部会は大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員、運営小委員会は各評価部会の部会長等、意見申立審査会は専門委員とした。  
 なお、専門委員については、学協会及び経済団体等に対して推薦依頼を行い、対象大学の学部等の状況に応じて各分野の専門家等を専門委員選考委員会及び運営委員会の議を経て選考している。  
 ○ 機構が規定した11の評価基準のほか、平成18年度から希望する大学を対象とした選択的評価事項（「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」）を設定した。  
 ○ 平成18年度は、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、国立大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。  
 ○ 評価担当者が認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いシミュレーションを行うなど具体的な事例説明等を行い、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 以下のとおり評価を実施した。  
 (1) 評価の申請の受付  
 評価の受付にあたっては、機構の評価を受けることを検討している大学を訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等についての説明を行うなど、機構への申請について検討を依頼した。

者に提供し、並びに公表する。

- ④ 評価結果の検証等  
評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。  
上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

- その結果、評価対象となった大学は、以下(2)のとおりである。  
その他、以下①～③を実施した。
- ① 翌年度の認証評価のため、機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公立大学に依頼文書を送付した。
  - ② 各国公立大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。
  - ③ 申請受付に先立って、認証評価に関する説明会を実施し、その周知に努めた。
- (2) 評価対象大学(受付状況)
- 平成17年度評価対象大学：平成16年度受付(4校(国立2校、公立2校))
  - 平成18年度評価対象大学：平成17年度受付(10校(国立7校、公立3校))
  - 平成19年度評価対象大学：平成18年度受付(38校(国立37校、私立1校))
  - 平成20年度評価対象大学：平成19年度受付(11校(国立4校、公立5校、私立2校))
  - 平成21年度評価対象大学：平成20年度受付(37校(国立27校、公立10校))
- (3) 評価の実施
- 1) 書面調査の実施  
対象大学から提出された自己評価書及びその根拠資料等について、各評価部会、財務専門部会で、それぞれの評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、訪問調査での調査内容等について、審議を行った。
  - 2) 訪問調査の実施  
訪問調査は、書面調査で確認できなかった事項を中心に、実施した。
  - 3) 評価結果の確定、公表  
書面調査及び訪問調査を経て、各評価部会、財務専門部会、及び大学機関別認証評価委員会等において審議を行い、各年度1月に意見の申立ての手続のため、各対象大学に通知した。その後、各年度3月開催の大学機関別認証評価委員会において、最終的な評価結果を確定し、各対象大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。なお、平成17年度から平成20年度に評価を実施した63大学については、そのすべてに対して機構の定める大学評価基準を満たしていることを伝えるとともに、当該大学の優れた点や改善すべき点等を指摘した。また、各年度ごとの評価結果は、機構のウェブサイトに掲載し、公表している。なお、意見申立てのあった対象大学については、申立て内容や、その対応についても記載した評価結果を対象大学に送付するとともに公表している。
- 平成18年度より前年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。
- 検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対しアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。なお、認証評価を実施した大学が平成17年度4校(短期大学2校)、平成18年度10校(短期大学が1校)、平成19年度38校(短期大学が2校)であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。
- アンケート調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、
- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
  - ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
  - ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、入学者の定員超過率が高い状態であったことを改善、学習相談・助言の強化のためオフィスアワーを設定、等の改善の取組が行われていること
- 等が確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。
- 一方で、課題となる点として、
- ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと
  - ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと
- 等が確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。
- 検証結果については、平成19年3月に「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」として

					<p>とりまとめた。      当該報告書については、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付した。</p> <p>○ アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていること等が確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。またさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、改善方法の検討等を行っている。</p> <p>○ 検証結果については、平成19年9月に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年3月に「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」、平成19年11月に「平成18年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてそれぞれとりまとめた。また、平成19年度実施分の検証結果については、平成21年1月に「平成19年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。これらは機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。</p> <p>なお、平成20年度において、17年度から19年度の経年データについて集計し、これらを基礎データとして活用できるようにした。</p> <p>○ 平成19年度に、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される組織「外部検証委員会」を設置し、その下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価業務について検証を実施した。</p> <p>検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。</p>	
<p>2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p> <p>国・公・私立短期大学の求めに応じて、短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該短期大学及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各短期大学の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。</p> <p>評価結果については、評価を実施した短期大学に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。</p> <p>それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。</p>	<p>2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p> <p>① 短期大学からの求めに応じて、機構が定める短期大学評価基準に従って当該短期大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該短期大学が短期大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該短期大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>	<p>○ 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。</p>			<p>○ 短期大学機関別認証評価委員会の設置と評価基準等の検討状況</p> <p>短期大学評価基準、評価方法等の短期大学機関別認証評価に関する基本的事項、及び具体的な認証評価について審議するため、社会、経済、文化等の有識者からなる、短期大学機関別認証評価委員会を同年4月に設置し、平成16年10月に「短期大学機関別認証評価実施大綱」及び「短期大学評価基準（機関別認証評価）」を決定した。</p> <p>併せて、「自己評価実施要項」、「評価実施手引書」及び「訪問調査実施要項」も決定した。</p> <p>○ 文部科学大臣からの短期大学の認証評価機関としての認証</p> <p>平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に文部科学大臣から認証された。</p> <p>○ 評価の受付</p> <p>平成16年度から、翌年度に実施する短期大学機関別認証評価のために、各短期大学に対し、「短期大学機関別認証評価の申請手続について」を送付し、申請を受け付けている。</p>	<p>○ 短期大学からの認証評価の申請は少ない状況であるが、平成17～20年度の4年間で7短期大学の申請を受け付け、大学同様のプロセスで適切に評価業務を行っている。</p> <p>○ 認証評価を実施した短期大学に対して、アンケート調査を実施して課題の抽出を行うとともに、外部検証委員会のもとに「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、評価にかかわる総合的な検証を行い、課題を抽出して、改善を図ったことは評価される。</p>

② 評価体制の整備等  
 平成16年度に短期大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。  
 平成16年度に文部科学大臣から短期大学の認証評価機関としての認証を受ける。各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

③ 評価の実施  
 平成17年度から、短期大学からの申請に基づいて評価を実施する。

○ 評価体制の整備  
 平成17年度以降、短期大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果原案を作成することを任務とした評価部会及び財務専門部会（短期大学機関別認証評価部会）を各1部会設置している。

○ 評価の実施  
 評価部会及び財務専門部会において、各短期大学から提出された自己評価書等を分析し、書面調査で確認できなかった事項等を中心とした訪問調査を各年度実施し、評価結果を確定した。確定した評価結果は、対象7短期大学等に通知し、機構の定める短期大学評価基準を満たしていることを伝えるとともに、優れた点等を指摘した。

○ 評価結果の検証等  
 ① 平成18年度から、前年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検証グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対し、アンケート調査を行い、その内容をもとに検証を行っている。平成19年度からは、前年度評価実施分の検証の結果を、検証結果報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

② 平成19年度に、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性等について、評価に関する総合的な検証等を実施した。

○ 平成16年度、平成18年度、平成20年度の各4月に社会、経済、文化等の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会を設置し、準備委員会における検討経過等を踏まえ、評価基準、評価方法等基本的事項及び具体的な認証評価の在り方について審議している。  
 同委員会においては、短期大学評価基準及び評価方法等の検討を行った。  
 「短期大学機関別認証評価実施大綱」及び「短期大学評価基準」について試行的評価の経験や短期大学関係者等の意見を踏まえつつ、慎重に審議を重ねて決定した。  
 また、評価方法等に関し、短期大学が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者のための「評価実施手引書」、訪問調査の際の準備事項等を記載した「訪問調査実施要項」を決定した。

○ 平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に文部科学大臣から認証された。

○ 短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置した。  
 また平成19年度は、意見申立審査会を設置した。構成員は、評価部会及び財務専門部会は短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員、意見申立審査会は専門委員とした。  
 なお、専門委員については、学協会及び経済団体等に対して推薦依頼を行い、対象短期大学の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を専門委員選考委員会及び運営委員会の議を経て選考した。

○ 機構が規定した11の評価基準のほか、平成18年度から希望する短期大学を対象とした選択的評価事項「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。

○ 平成18年度は、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、全公立短期大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。

○ 評価担当者が認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いシミュレーションを行うなど具体的な事例説明等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 以下のとおり評価を実施した。  
 (1) 評価の申請の受付  
 評価の受付にあたっては、機構の評価を受け

評価実施年度の前年に、各短期大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

ることを検討している短期大学を訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等についての説明を行うなど、機構への申請について検討を依頼した。

その結果、評価対象となった短期大学は、以下(2)のとおりである。

その他、以下①～③を実施した。

① 翌年度の認証評価のため、機構の実施する認証評価を受けていないすべての公私立短期大学に依頼文書を送付した。

② 各公私立短期大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

③ 申請受付に先立って、認証評価に関する説明会を実施し、その周知に努めた。

(2) 評価対象短期大学(受付状況)

- 平成17年度評価対象短期大学：平成16年度受付 (2校(公立2校))
- 平成18年度評価対象短期大学：平成17年度受付 (1校(公立1校))
- 平成19年度評価対象短期大学：平成18年度受付 (2校(公立1校, 私立1校))
- 平成20年度評価対象短期大学：平成19年度受付 (2校(公立2校))
- 平成21年度評価対象短期大学：平成20年度受付 (1校(公立1校))

(3) 評価の実施

1) 書面調査の実施  
対象短期大学から提出された自己評価書及び根拠資料等について、評価部会、財務専門部会で、それぞれの評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、訪問調査での調査内容等について、審議を行った。

2) 訪問調査の実施  
訪問調査は、書面調査で確認できなかった事項等を中心に、訪問調査を実施した。

3) 評価結果の確定、公表  
書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議を行い、各年度1月に意見の申立ての手続のため、各対象短期大学に通知した。その後、2月(平成18, 19年度は3月)開催の短期大学機関別認証評価委員会において、最終的な評価結果を確定し、当該短期大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。なお、平成17年度から平成20年に評価を実施した7短期大学については、そのすべてに対して機構の定める短期大学評価基準を満たしていることを伝えるとともに、当該短期大学の優れた点や改善すべき点等を指摘した。

また、年度ごとに実施した評価結果を「短期大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載し、公表した。

なお、意見申立てのあった対象短期大学については、申立て内容や、その対応についても記載した評価結果を対象短期大学に送付するとともに公表した。

④ 評価結果の検証等  
評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

○ 平成18年度より前年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施したが、対象が少数であったため、短期大学及び大学を併せて検証を行った。本中期計画の実施内容はP3に記載。

3) 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価  
国・公・私立高等専門学校の求めに応じて、高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該高等専門学校及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各高等専門学校の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。

評価結果については、評価を実施した高等専門学校に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。

それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。

3) 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価

○ 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。

○ 平成17～20年度の4年間で58高等専門学校の申請を受け付け、大学同様のプロセスで適切に評価業務を行っている。

○ 認証評価を実施した高等専門学校に対して、アンケート調査を実施して課題の抽出を行うとともに、外部検証委員会のもとに「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、評価にかかわる総合的な検証を行い、課題を抽出して、改善を図ったことは評価される。

① 高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める高等専門学校評価基準に従って当該高等専門学校の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該高等専門学校が高等専門学校評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該高等専門学校の優れた点や改善すべき点等を指摘する。

② 試行的評価の実施  
高等専門学校に対する評価方法の開発等に資するため、平成16年度に試行的評価を実施する。

③ 評価体制の整備等  
試行的評価の状況を踏まえ、平成16

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会の設置とその検討状況  
平成15年12月に高等専門学校については、評価基準の作成及び評価方法の開発等試行的評価を行うこととし、その実施方法等について検討を行った。  
検討経過を踏まえて、評価基準、評価方法等に関する基本的な事項及び具体的な認証評価の在り方について審議するため、社会、経済、文化等の有識者からなる、高等専門学校機関別認証評価委員会を平成16年4月に設置した。同時に試行的評価を実施し、評価結果は、平成17年2月に「高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）評価報告」として公表した。  
この試行的評価を踏まえ、高等専門学校機関別認証評価委員会において、「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」及び「高等専門学校評価基準（機関別認証評価）」を同年3月に決定した。  
併せて、「自己評価実施要項」、「評価実施手引書」及び「訪問調査実施要項」を決定した。

○ 文部科学大臣からの高等専門学校の認証評価機関としての認証  
平成17年3月30日に文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年7月12日に文部科学大臣から認証された。

○ 評価体制の整備  
高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定した基本的方針に基づき対象高等専門学校からの書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会3部会及び財務専門部会1部会（高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。また、各評価部会の評価内容等を調整するため、各評価部会の部会長等からなる運営小委員会を設置した。

○ 評価の実施  
平成17年度は、評価部会及び財務専門部会において、各高等専門学校から提出された自己評価書等を分析し、書面調査で確認できなかった事項等を中心に訪問調査を実施し、評価結果を確定した。確定した評価結果は、対象58高等専門学校等に通知し、機構の定める高等専門学校評価基準を満たしていることを伝えるとともに、優れた点等を指摘した。

○ 評価の受付  
平成17年度から、翌年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のために、各高等専門学校に対し、申請依頼文書を送付し、申請を受け付けている。

○ 評価結果の検証  
① 平成17年度は、前年度に認証評価（試行的評価）を実施した高等専門学校に対し、「認証評価に関する検討チーム」を設置し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施した。  
② 平成18年度は、平成17年度に実施した認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対しアンケート調査を行うとともに、対象校のうち4校を抽出しインタビュー調査を行い、その内容をもとに検証を行った。平成19、20年度も、前年度と同様にアンケート調査及び検証を行い、検証結果は報告書としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。  
③ 平成19年度に、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」及び同委員会の下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成17年度から実施している認証評価の有効性、適切性等についての調査結果等に基づいて、評価に関する総合的な検証等を実施した。

○ 高等専門学校の個性や特色を踏まえた評価を実施するための評価基準の作成及び評価方法の開発等に資することを目的として、試行的評価を国立5校、公立1校、私立2校について実施した。  
評価にあたっては、評価対象校の状況に応じた評価部会を設置し、書面調査、訪問調査等を実施するなど適切に評価結果をとりまとめた。  
試行的評価の結果は、「高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）評価報告」として公表した。

○ 平成16年度には、社会、経済、文化等の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会を4

年度に高等専門学校機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備評価基準及び評価方法を決定する。

平成17年度までに文部科学大臣から高等専門学校の認証評価機関としての認証を受ける。

各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

④ 評価の実施  
 平成17年度から、高等専門学校からの申請に基づいて評価を実施する。

評価実施年度の前年度に、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該高等専門学校及び設置者に提供し並びに公表する。

月に設置し、準備委員会における検討経過等を踏まえ、評価基準、評価方法等基本的事項及び具体的認証評価について審議した。

また、同委員会の下に、委員会の会議の議案を整理するとともに、委員会の目的として運営小委員会を設置すると、評価の対象となる高等専門学校ごとの状況を調査するために評価部会を設置した。

「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」及び「高等専門学校評価基準」については、試行的評価を経験した高等専門学校の関係者や評価担当者の意見を踏まえた上で決定した。

また、高等専門学校が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者のための「評価実施手引書」、訪問調査を受ける際に準備事項等を整理した「訪問調査実施要項」を決定した。

○ 平成17年3月30日に文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年7月12日に文部科学大臣から認証された。

○ 平成17年度に、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会、運営小委員会を設置した。

構成員は、評価部会及び財務専門部会は高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員、運営小委員会は各評価部会の部会長等とした。

なお、専門委員については、学協会及び経済団体等に対して推薦依頼を行い、対象高等専門学校の学科等の状況に応じて各分野の専門家を専門委員選考委員会及び運営委員会の議を経て選考した。

平成19年に、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、意見申立審査会を設置した。意見申立審査会は、専門委員で構成した。

○ 評価体制等の見直し  
 平成17年度以降、翌年度実施の評価に向け、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校機関別認証評価基準についてより分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、高等専門学校等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。

さらに平成19年度には、19年度実施の評価に向け、評価担当者用の「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析にあたっての留意点等について」について、より分かりやすい内容とし、評価担当者が活用できるよう改訂した。

○ 評価担当者が、認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例等の説明が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

なお、20年度は評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、「各基準の分析にあたっての留意点」や「評価作業マニュアル」等を作成し、平成20年6月10日に書面にて配付した。また、不明な点等がある場合には、その都度、事務局への問い合わせができるような対応も行った。

○ 以下のとおり評価を実施した。

(1) 評価の申請の受付  
 評価の受付にあたっては、機構の評価を受けることを検討している高等専門学校を訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等についての説明を行うなど、機構への申請について検討を依頼した。

その結果、評価対象となった高等専門学校は、以下(2)のとおりである。

① 翌年度の評価のため、機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公立高等専門学校に依頼文書を送付した。

② 各高等専門学校に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

③ 申請受付に先立って、認証評価に関する説明会を実施し、その周知に努めた。

(2) 評価対象高等専門学校（受付状況）

○ 平成17年度評価対象高等専門学校：平成17年度受付（18校（国立17校、私立1校））

○ 平成18年度評価対象高等専門学校：平成17年度受付（18校（国立18校））

○ 平成19年度評価対象高等専門学校：平成18年度受付（20校（国立19校、私立1校））

○ 平成20年度評価対象高等専門学校：平成19年度受付（2校（公立1校、私立1校））

○ 平成21年度評価対象高等専門学校：平成20年度受付（0校）

(3) 評価の実施  
 1) 書面調査の実施

対象高等専門学校から提出された自己評価書及びその根拠資料等について、各評価部会、財務専門部会、それぞれの評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、訪問調査での調査内容等について、審議を行った。

2) 訪問調査の実施  
訪問調査は書面調査で確認できなかった事項等を中心に実施した。

3) 評価結果の確定、公表  
書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、各年度1月に意見の申立ての手続のため、各対象校に通知した。その後、各年度3月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において、最終的な評価結果を確定し、各対象高等専門学校及びその設置者に対して評価結果を通知した。なお、平成17年度から平成20年度に評価を実施した58高等専門学校については、そのすべてに対して機構の定める高等専門学校評価基準を満たしていることを伝えるとともに、当該高等専門学校の優れた点や改善すべき点等を指摘した。また、年度ごとに実施した評価結果は、機構のウェブサイトに掲載し、公表している。

なお、意見申立てのあった対象高等専門学校については、申立て内容や、その対応についても記載した評価結果を対象校に送付するとともに公表している。

- 評価の有効性、適切性について、多面的な調査を行うため、平成16年度に認証評価（試行的評価）を実施した8高等専門学校のうち、平成17年度に認証評価（本評価）を実施した高等専門学校を除く4校の評価担当者に対し、平成18年2月にアンケート調査を、また3月にインタビュー調査を実施した。
  - 平成18年度より前年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。
  - 検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。
  - アンケート調査及びインタビュー調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、
    - ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
    - ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
    - ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、主要科目の常勤職員を採用し充実させた、シラバスの形式を統一し評価基準や評価方法について明確化した、などの改善の取組が行われていること
 等が確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。一方、課題となる点として、
    - ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと
    - ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと
 等が確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。
  - アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていること等が確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。さらなる改善を望む意見もあつたことを踏まえ、改善方法の検討等を行っている。
- 検証結果については、平成19年9月に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年3月に「平成17年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」、平成19年11月に「平成18年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

- ⑤ 評価結果の検証等  
評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。  
上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。



									<p>さらに、平成19年度実施分の検証結果については、平成21年1月に「平成19年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。これらは機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。</p> <p>なお、平成20年度において、17年度から19年度の経年データについて集計し、これらを基礎データとして活用できるようにした。</p> <p>○ 平成19年度に、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、6人の外部の有識者で構成される組織「外部検証委員会」を設置し、その下に、外部検証委員会の委員2人を含む10人の外部有識者で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価業務について検証を実施した。</p> <p>検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全般について検証が行われ、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。</p>	
<p>(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価</p> <p>特に本中期目標期間においては、国・公・私立大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関する評価を適切に実施し、適格認定を行うことにより、法科大学院の教育研究活動の質の保証に資することとする。</p> <p>また、評価の結果を当該大学及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各法科大学院の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。</p> <p>評価結果については、評価を実施した法科大学院に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。</p> <p>それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。</p> <p>なお、法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価については、その必要性に応じて検討を行う。</p>	<p>(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価</p> <p>○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究等の状況に関する評価を適切に行っているか。 (法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。)</p> <p>① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、法科大学院評価基準を満たしている場合には適格認定を行うとともに、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>	<p>○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究等の状況に関する評価を適切に行っているか。 (法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。)</p>	A+	A	A	A	A	<p>○ 法科大学院認証評価委員会の設置と検討状況</p> <p>法科大学院評価基準、評価方法等の法科大学院の認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するための組織として、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験者からなる法科大学院認証評価委員会を平成16年4月に設置し、「法科大学院評価基準要綱」を平成16年10月に決定した。</p> <p>併せて、「自己評価実施要項」、「評価実施手引書」及び「訪問調査実施要項」を平成16年10月に決定した。</p> <p>○ 文部科学大臣からの法科大学院の認証評価機関としての認証</p> <p>平成16年11月11日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関として認証された。</p> <p>○ 評価の受付</p> <p>平成16年度から平成18年度まで、翌年度に実施する法科大学院認証評価（予備評価、平成18年度からは、翌年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）のために、すべての法科大学院を置く大学に対し、依頼文書等を送付し、申請を受け付けた。</p> <p>○ 評価体制の整備等</p> <p>平成17年度以降、法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象法科大学院の書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成することを任務とした評価部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）、各評価部会間の評価内容等を調整するための運営連絡会議（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。</p> <p>また、平成19年度から、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施する教員組織調査専門部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）及び適格と認定されない評価結果（案）</p>	<p>○ 平成19、20年度に25法科大学院を対象に評価を行った。注目を浴び、マスコミなどにも多く取り上げられる法科大学院の認証評価は緊張感のある業務であり、その任務を混乱無く着実に果たした成果は大きい。また、不適合とされた大学院からの意見及びその対応について公表するなど透明性のある運営を行っており、さらに追評価も適切に行われていることは評価される。</p> <p>○ 認証評価を実施した法科大学院に対して、アンケート調査を実施して課題の抽出を行うとともに、外部検証委員会のもとに「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、評価にかかわる総合的な検証を行い、課題を抽出して、改善を図ったことは評価される。</p>	

② 評価体制の整備等  
 平成16年度に法曹三者等をはじめとする有識者による法科大学院認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。  
 平成16年度に文部科学大臣から法科大学院の認証評価機関としての認証を受ける。各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査  
 専門部会（法科大学院認証評価委員会専門委員  
 構成）を設置した。  
 さらに、平成20年度には、平成19年度の本評価  
 において、適格認定を受けられなかった法科大学院  
 の追評価を行う追評価専門部会（法科大学院認  
 証評価委員会委員及び専門委員で構成）、平成19年  
 度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から提  
 出された法科大学院年次報告書及び評価実施後  
 変更届の分析・調査を行う年次報告書等専門部会  
 （法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員  
 構成）を設置した。

○ 評価の実施  
 評価部会及び教員組織調査専門部会において、  
 各大学から提出された自己評価書等を分析し、書  
 面調査で確認できなかった事項を中心にした訪  
 問調査を各年度実施した。  
 また、追評価専門部会は、平成19年度の本評価  
 において、適格認定を受けられなかった法科大学院  
 を置く4大学のうち、3大学から平成20年度に提  
 出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し  
 意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、  
 書面調査で確認できなかった事項を中心に文書に  
 よる回答や関連資料の提出を求め、追評価専門部  
 会、運営連絡会議の議を経て、法科大学院認証評  
 価委員会において評価結果（案）を決定し、意見  
 の申立ての手続を経た上で評価結果を確定し、対  
 象法科大学院を置く大学に対して評価結果を通知  
 した。これにより、平成20年度に本評価対象とな  
 った3法科大学院のうち14校及び追評価対象とな  
 った3法科大学院に対し適格認定を行うとともに、  
 当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を指  
 摘した。なお、本評価対象とならなかった法科大学院  
 のうち2校については適格と認定されなかった。  
 平成19年度から、評価結果を各年度の「法科大学  
 院認証評価実施結果報告」として機構のウェブ  
 サイトに掲載した。

○ 年次報告書等の分析・調査の実施  
 年次報告書等専門部会は、法科大学院年次報告  
 書及び評価実施後の変更届について、当該内容の  
 分析・調査を実施した。

○ 専門職大学院認証評価に関する検討会議  
 平成18年1月に「専門職大学院認証評価に関す  
 る検討会議」を設置し、専門職大学院評価基準モ  
 デルの整理等を行った。平成19年度には法科大学  
 院以外の専門職大学院の評価基準について検討を  
 行い、「専門職大学院の評価基準モデル」を平成  
 19年1月にとりまとめ、専門職大学院を置く大学  
 及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブ  
 サイト等において公表し、必要に応じて関係団  
 体からの相談に対応した。

○ 評価結果の検証等  
 ① 平成18年度から、前年度に実施した法科大学  
 院認証評価に関する検証を実施するため、対象  
 校及び評価担当者に対してアンケート調査を行  
 い、その内容を基に検証を行った。その結果を  
 検証結果報告書としてとりまとめ、平成19年度  
 以降、機構のウェブサイトに掲載した。  
 ② 平成19年度に、機構の業務の改善及び次期中  
 期計画の策定に資することを目的として、外部  
 の有識者で構成される「外部検証委員会」及び  
 同委員会の下に、「認証評価に関する外部検証  
 委員会」を置き、機構が行う評価の有効性、適  
 切性に関する総合的な検証等を実施した。

○ 大学関係者及び法曹関係者並びに学識経験者か  
 らなる法科大学院認証評価委員会を平成16年4月  
 に設置した。

○ 法科大学院認証評価委員会において、  
 「法科大学院評価基準要綱」について試行的評  
 価の経験や大学関係者等の意見を踏まえつつ、慎  
 重に審議を重ねて決定した。  
 また、大学が自己評価を実施するための「自己  
 評価実施要項」、機構の評価担当者が評価を行う  
 ために必要となる「評価実施手引書」、対象大学  
 が訪問調査を受ける際に準備及び対応していただ  
 く事項等を整理した「訪問調査実施要項」を決定  
 した。

○ 平成16年11月11日に文部科学大臣へ認証評価機  
 関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日  
 に専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認  
 証評価機関として、文部科学大臣から認証された。  
 （再掲）

○ 平成17年度から、評価部会及び運営連絡会議を  
 設置した。  
 平成19年度から、教員組織調査専門部会及び意  
 見申立審査専門部会を設置した。  
 平成20年度には、追評価専門部会及び年次報告

書等専門部会を設置した。  
専門委員については、法科大学院を置く各国公  
私立大学、法曹及び関係団体に対して広く候  
補者の推薦依頼を行い、専門委員選考委員会にお  
いて対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門  
家及び有識者の選考を行い、運営委員会の議を経  
て任命した。

○ 評価体制等の見直し

① 平成17年度  
平成18年度評価に向け、対象法科大学院及び  
評価担当者に対してアンケート調査を実施し  
た。これにより得られた意見等を踏まえ、法科  
大学院評価基準要綱をより分かりやすい内容と  
なるよう表現や字句等を見直し、法科大学院等  
の関係団体への意見照会（パブリックコメント）  
を経た上で改訂した。  
このほか、書面調査・訪問調査での評価内容  
・方法、自己評価書の記入方法等についての見  
直しを検討し、平成18年度以降の実施に係る一  
部の事項の取扱いについての見直しを図ること  
とした。

② 平成18年度  
平成19年度実施の評価に向け、法科大学院評  
価基準要綱について見直しを行い、法科大学院  
等の関係団体への意見照会（パブリックコメン  
ト）を経た上で改訂した。また、対象法科大学  
院及び評価担当者に対してアンケート調査を実  
施した。これを踏まえ、「法科大学院認証評価  
に関する Q&A」を更新し、機構のウェブサイ  
トに掲載した。

なお、平成19年度から実施する本評価におい  
ては、教員組織（教員の資格と評価）に関する  
評価をより適切なものとするため、教員組織調  
査専門部会を設置し、教員の授業科目適合性の  
調査を行うことを法科大学院認証評価委員会に  
おいて決定し、調査に係る資料の作成方法や様  
式等を平成19年度評価対象大学に通知した。

③ 平成19年度  
平成20年度実施の評価に向け、学校教育法等  
の改正に伴う法科大学院評価基準要綱の改訂、  
自己評価実施要項の改訂を行った。  
また、対象法科大学院及び評価担当者に対し  
てアンケート調査を実施した。これを踏まえ、  
「法科大学院認証評価に関する Q&A」を更新  
し、機構のウェブサイトに掲載した。

④ 平成20年度  
次の評価期間における法科大学院認証評価の  
実施に向け、評価基準、評価方法等の見直しを  
検討するため、法科大学院認証評価検討ワーキ  
ンググループを設置した。  
また、対象法科大学院及び評価担当者に対し  
てアンケート調査を実施した。平成18年度以降  
のアンケート調査結果等を踏まえ、平成21年度  
以降、上記ワーキンググループにおいて、評価  
基準、評価方法等の見直しを検討する予定であ  
る。

○ 平成17年度から、評価担当者が共通理解の下で  
公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、  
法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等につ  
いての研修を実施した。

本研修では、「自己評価書（イメージ）」や「書  
面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレ  
ーションするなどの工夫を取り入れ、活発な質疑  
応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共  
通認識を深めることができた。

○ 以下のとおり評価を実施した。

(1) 評価（本評価及び予備評価）の申請の受付  
翌年度に実施する法科大学院認証評価（本評  
価及び予備評価）のために、依頼文書等をすべ  
ての法科大学院を置く大学に送付した。  
なお、受付に先立って、法科大学院認証評価  
に関する説明会を実施し、機構が行う認証評価  
についての周知に努めた。  
また、法科大学院を置く各国公私立大学に対  
し認証評価の実施予定年度等についての意向調  
査を実施した。評価の受付にあたっては、意向  
調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けること  
を検討している大学を訪問し、より詳細な説明  
を行ったほか、平成18年度からは、機構外で行  
われる関連講演会等に積極的に参加すること  
により、機構の行う評価への理解に努めた。

(2) 評価対象法科大学院（受付状況等）  
○ 平成17年度評価対象法科大学院：平成16年度  
受付（4校（国立4校）、すべて予備評価）  
○ 平成18年度評価対象法科大学院：平成17年度  
受付（13校（国立11校、私立2校）、  
すべて予備評価）

③ 評価の実施

各法科大学院関係者の評価に対する理  
解と習熟を高めるとともに、教育研究活  
動の改善に資することを目的として、平  
成17年度から、大学の希望に応じて、  
修了者を出す前段階における評価（予備  
評価）を実施する。  
平成19年度から、大学からの申請に  
基づいて評価（本評価）を実施する。  
評価実施年度の前年に、各大学から評  
価の申請を受け付ける。各年度末まで  
に評価報告書を作成し、当該大学及び設  
置者に提供し、並びに公表する。

- 平成19年度評価対象法科大学院：平成18年度  
受付（12校（【本評価】国立7校，私立2校）  
【予備評価】国立3校）
  - 平成20年度評価対象法科大学院：平成19年度  
受付（16校（国立9校，公立2校，私立5校））
  - 平成20年度追評価対象法科大学院：平成20年  
度受付（3校（国立3校））
  - 平成21年度評価対象法科大学院：平成20年度  
受付（3校（国立3校））
- (3) 評価の実施  
(本評価について)
- 1) 書面調査の実施  
対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、評価部会において委員及び専門委員がそれぞれ10章54基準で構成される評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。なお、平成19年度から実施の本評価においては、教員組織に関する評価をより適切なものとするため、教員組織調査専門部会による教員の授業科目適合性の調査を行った。これらの分析結果を踏まえ、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容の検討等を行った。
  - 2) 訪問調査の実施  
書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして、対象法科大学院に対してそれぞれ2日間の日程で訪問調査を実施した。
  - 3) 評価結果の確定、通知、公表  
書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、各対象法科大学院を置く大学に通知した。その後、意見の申立てのあった法科大学院については、法科大学院認証評価委員会で申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定し、本評価を実施した法科大学院のうち、法科大学院評価基準に適合していると認められた平成19年度5校、平成20年度14校に対して適格認定を行い、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を記載した評価結果を通知した。なお、適格と認定されなかった法科大学院は、平成19年度は4校、平成20年度は2校であった。  
平成19年度からは、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあったため、当該申立てに対する審議を行う意見申立審査専門部会を開催し、その審査結果を踏まえ法科大学院認証評価委員会において申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定し、評価結果を通知した。  
意見の申立てのあった法科大学院については、申立ての内容や、その対応を記載した評価結果を送付した。  
また、平成19年度から実施の本評価については、評価結果を「法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。
- (追評価について)
- 1) 書面調査の実施  
平成20年度に平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を置く大学のうち、3大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、追評価専門部会において、本評価時に満たしていないと判断した基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。
  - 2) 評価結果の確定、通知、公表  
書面調査を経て、追評価専門部会及び法科大学院評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続のため、各対象法科大学院を置く大学に通知した。その後、法科大学院認証評価委員会で評価結果を確定し、3法科大学院すべてに対して先の評価と併せて適格認定を行い、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を記載した評価結果を通知した。  
評価結果は機構のウェブサイトでも公表した。
- 以下のとおり年次報告書等の分析・調査を実施した。
  - 1) 書面調査の実施  
平成20年度に、平成19年度の本評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から届出のあった評価実施後の変更届について、年次報告書等専門部会において分析を行い、法科大学院認証評価委員会に報告した。

	<p>④ 評価結果の検証等          評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。          上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p> <p>⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価          法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価については、その必要性に応じて検討を行う。</p>	<p>2) 評価結果への付記事項の確定・公表          年次報告書等専門部会による分析・調査を経て、法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項(案)を決定した。それに対する当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上、法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項を確定し、当該法科大学院を置く大学に対して評価結果への付記事項を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。</p> <p>○ 平成18年度より前年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。          把握された課題については、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなど活用を行った。</p> <p>○ 検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答(5段階)及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。</p> <p>○ 平成17年度に実施した認証評価の検証についてアンケート調査の結果から、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。          一方で、課題となる点として、評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと等が確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。</p> <p>○ 平成18, 19年度に実施した認証評価の検証について          検証の結果、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析されたが、評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、改善方法の検討等を行っている。</p> <p>○ 平成17, 18年度実施分の検証結果については、「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、「平成17年度に実施した法科大学院認証評価(予備評価)に関する検証結果報告書」、「平成18年度に実施した法科大学院認証評価(予備評価)に関する検証結果報告書」としてそれぞれとりまとめた。平成19年度実施分については、「平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。これらは機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。</p> <p>○ 平成19年度に、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価事業について検証を実施した。          検証の結果は、「外部検証報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに公表した。</p> <p>○ 法科大学院以外の専門職大学院認証評価の評価基準及び評価方法等について検討することを目的として、「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を平成18年1月に設置した。</p> <p>○ 専門職大学院認証評価に関する検討会議において、専門職大学院評価基準モデル案の整理等を行った。</p> <p>○ 平成18年度に、「専門職大学院認証評価に関する検討会議」の下に、「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」の3分野について分野別検討グループを設置し、各分野固有の事項について検討を行った。          分野別検討グループの検討結果及び専門職大学院の分野の種類にかかわらず共通的な事項をもとに、「専門職大学院の評価基準モデル(案)」をとりまとめ、専門職大学院を置く大学及び関係団体に対して、意見照会を行った。          この意見照会の結果を踏まえつつ、「専門職大学院の評価基準モデル」を審議決定した。</p> <p>○ 作成した「専門職大学院の評価基準モデル」については、専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表した。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	A	<p>○ 国立大学法人の教育研究評価について、90法人の同時期の評価は膨大な業務量となることから、正規職員に加え臨時職員で体制増強を行い、また、委員会や部会等を配置し適切な体制を組織して混乱なく実施したことは評価される。</p>
<p>(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価          国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学及び大学共同利用機関の</p>	<p>(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価</p>	<p>○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況に関する評価及び効果的な評価方法等の検討を適</p>		A	

<p>教育研究活動について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主として中期目標の達成状況という観点から適切な評価を実施し、もって国立大学等の教育研究活動の水準の向上等に資する。</p> <p>このため、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の状況を適切に評価するために必要な効果的な評価方法の開発及び評価体制の整備を行う。</p>	<p>① 評価方法の開発 国立大学教育研究評価委員会（仮称）を設置し、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法を開発する。</p>	<p>切に行っているか。</p>			<p>○ 大学関係者及び経済界、マスコミ等、広く関係各界の有識者で構成する「国立大学教育研究評価委員会」を設置した。また、委員会の下に、評価方法及び実施体制等について論点整理等を行い、委員会における検討を効率的に進めるため、ワーキンググループを設置した。</p> <p>○ 平成16年度においては、国立大学教育研究評価委員会を4回、同ワーキンググループを5回開催し、評価の基本的方針、評価方法等について論点を整理しつつ、検討を行い、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」として中間的に整理した。</p> <p>○ 平成17年度においては、国立大学教育研究評価委員会を4回、同ワーキンググループを8回開催し、引き続き検討を要するとされた事項について検討を行うとともに、文部科学省国立大学法人評価委員会での審議を踏まえ、教育研究水準に関する評価や質の向上度を踏まえた評価の方法について検討するなど、教育研究評価の基本的方針、具体的な評価方法等の検討を行った。</p> <p>○ 平成18年度においては、国立大学教育研究評価委員会を5回、同ワーキンググループを6回開催し、</p> <p>① 文部科学省国立大学法人評価委員会における審議に供するため、これまでの国立大学教育研究評価委員会において検討を行った教育研究評価の基本的な方向性等を平成18年4月に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（中間まとめ）」としてとりまとめた。</p> <p>② 文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について（平成18年6月19日）」を踏まえ、中期目標の達成状況並びに教育研究水準及び質の向上度の具体的な評価方法等の検討を行い、「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」を平成19年1月にとりまとめた。</p> <p>③ 上記でとりまとめた「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」について、文部科学省国立大学法人評価委員会へ報告するとともに、文部科学省が平成19年2月に国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価実務担当者を対象として開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等で機構から説明を行い、寄せられた意見を踏まえ、「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」の修正を行った。</p> <p>○ 平成19年度においては、国立大学教育研究評価委員会を4回開催し、</p> <p>① 「実績報告書作成要領」及び「評価実施要項」として確定させた。</p> <p>② 上記「評価実施要項」を補足するものとして、機構の評価担当者が評価を円滑に行えるよう、実際に評価を行う際に用いる「評価作業マニュアル」をとりまとめた。</p>	<p>○ 約800人の委員、専門委員の必要数を確保し、評価担当者全員に対して2回にわたり研修を実施して評価担当者の共通認識を高めて評価を実施するなど、十分な準備を行って評価を行ったことは評価される。</p> <p>○ 大学情報データベースへのデータを蓄積して使い勝手を向上させたことは評価される。</p>
	<p>② 評価体制の整備等 評価実施に向けて、研究活動の調査・分析体制を含む必要な評価組織、業務体制を整備する。 また、評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める。</p>				<p>○ 平成18年度においては、文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について（平成18年6月19日）」を踏まえて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に提出を求める基礎資料の内容について検討を行い、「実績報告書作成要領（案）」の中で、教育・研究水準の分析にあたって根拠となると考えられる資料・データ例を示した。</p> <p>○ 平成19年度においては、国立大学教育研究評価委員会の下に国立大学法人等の評価を行う専門委員の選考を行う、専門委員選考委員会を設置し、各関係団体から広く推薦を求め、各評価組織（「達成状況判定会議」「現況分析部会」「研究業績判定組織」）への配置を念頭に置いた約700人の専門委員候補者の選考を行った。</p> <p>① 平成20年3月28日、研究業績判定組織を構成する評価担当者を対象とした「国立大学法人評価評価者研修会」を開催した。同研修会では、評価担当者が共通理解の下で評価を行えるよ</p>	

					<p>う、評価実施要項及び評価作業マニュアルに基づき、評価の目的、内容及び方法等について説明を行った。</p> <p>② 平成19年5月22日～6月13日の期間において、文部科学省との共催で全国7地区ごとに国立大学法人等の評価担当者を対象とした「中期目標期間の評価に関する説明会」を開催した。同説明会では、まず、文部科学省から、国立大学法人評価全体の概要及び業務運営・財務内容等の状況等の評価について説明があった後、機構からは、実績報告書作成要領に基づき、教育研究評価の実施にあたって必要となる資料・データ例等、実績報告書の作成方法等について説明を行った。</p> <p>③ 平成20年1月10日、国立大学法人等の評価担当者を対象とした「国立大学法人評価における教育研究評価実績報告書作成のための実務担当者説明会」を開催した。同説明会では、機構が実施する評価の実施体制・内容のほか、「実績報告書作成要領」の変更点や「実績報告書」作成にあたっての留意点について説明を行った。</p> <p>④ 平成19年7月4日より、各国立大学法人等の協力の下、大学情報に関するデータの提供を受け、収集したデータを集計し、各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう整理・分析を行った。</p> <p>上記で整理・分析された情報を各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう、12月から各国立大学法人等に提供を行った。</p> <p>○ 平成20年度においては、評価を実施するため、国立大学教育研究評価委員会の下に置く達成状況判定会議（8グループ）に委員14人及び専門委員171人、現況分析部会（10学系部会）に専門委員260人、研究業績水準判定組織（66専門部会）に専門委員344人を配置した。また、評価報告書（案）に対する各国立大学法人等からの意見の申立てに対応するため意見申立審査会を設置し、委員4人及び専門委員4人を配置した。</p> <p>○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、国立大学法人等の教育研究活動の評価目的、内容及び方法等に関する研修を実施した。4月から5月までの間に達成状況判定会議の評価担当者向け及び現況分析部会の評価担当者向けにそれぞれ2回実施した。</p>	
	<p>③ 評価の実施 国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主として中期目標の達成状況という観点から評価を行う。</p>				<p>○ 平成20年度において、以下のとおり実施した。</p> <p>① 達成状況判定会議（書面調査及び訪問調査） 各国立大学法人等から6月末までに提出された達成状況報告書を書面調査及び訪問調査により分析を行い、達成状況判定会議の審議を経て、達成状況の評価結果（原案）をとりまとめた。さらに、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）とあわせて評価報告書（原案）としてとりまとめた。（12月まで）</p> <p>② 現況分析部会（書面調査） 各国立大学法人等から6月末までに提出された学部・研究科等の現況調査表（1,415組織）を書面調査により分析を行い、現況分析部会の審議を経て、現況分析結果（原案）をとりまとめた。（12月まで）</p> <p>③ 研究業績水準判定組織（書面調査） 各国立大学法人等から6月末までに提出された研究業績説明書（約2万件）を書面調査により判定を行い研究業績判定結果一覧としてとりまとめ、達成状況判定会議及び現況分析部会に提出した。（8月まで）</p> <p>④ 大学情報データベース（情報提供） 各国立大学法人等の協力の下、データの収集・蓄積、分析を行いデータ分析集等を作成し、平成19年度と同様に各国立大学法人等に提供した。また、委員及び専門委員にも印刷して送付し、分析集等を大学情報データベースからダウンロードすることにより利用できるようにした。（7月まで）</p> <p>⑤ 国立大学教育研究評価委員会（評価報告書の決定、公表） 達成状況判定会議がとりまとめた評価報告書（原案）を国立大学教育研究評価委員会において審議の上、評価報告書（案）としてとりまとめ、各国立大学法人等に通知した。その後、意見の申立てのあった53国立大学法人等について、その内容を再度審議を行い、評価結果として決定した。評価結果は、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告するとともに、機構のウェブサイトに掲載し公表した。 なお、最終的な評価結果は、文部科学省国立大学法人評価委員会において決定され、各国立大学法人等に通知された。</p>	

									また、機構から各国立大学法人等に対し、中期目標の項目ごとの達成状況の判定結果や現況分析結果における質の向上度の事例ごとの判定結果が次期中期目標・中期計画の策定作業に活用されるよう、判定結果の一覧を送付した。（平成21年3月まで）		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



(3) 学位授与(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期目標	中期計画	評価の観点	各事業年度評価結果					中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
			16	17	18	19	20			
<p>学位授与</p> <p>機構が行う学位授与事業は、大学による学位授与とは別に、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等に寄与するという重要な役割を担っている。今後予想される申請者の多様化等に対応し、次に掲げる業務を適切に実施する。</p> <p>① 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準じる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして機構が認定する短期大学及び高等専門学校の専攻科において一定の単位を修得する等文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対する学士の学位授与(以下「単位積み上げ型による学士の学位授与」という。)</p> <p>② 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程(以下「省庁大学校」という。)で、大学又は大学院に相当する教育を行うものとして機構が認定する課程を修了した者に対する学士、修士又は博士の学位授与(以下「省庁大学校修了者に対する学位授与」という。)</p>	学位授与	<p>○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。</p> <p>○ 省庁大学校修了に基づく申請者に係る審査等を適切に行い、学士・修士・博士としての水準を有していると認められる者に対し、適切に学位を授与しているか。</p>	A+	A+	A	A	A		A	<p>○ 学士に関する学位授与申請者が増加傾向にある中で、当中期目標期間内で多くの改善がなされ、サービス内容の向上を柔軟に進め、当期間内で27,540人に学位授与していることは評価される。特に、申請者本人でなく、在籍機関を通じて受け取る仕組みで申請者の満足感を増加させる、認定専攻科の負担軽減措置、電子申請システム構築、障害者への対応、不合格者へのフィードバック等々、きめ細かい対応は、国民の学習意欲向上に貢献するものと期待される。</p> <p>○ 学位取得者に対するアンケートを実施して、学位授与に関する外部検証委員会において検証し、課題を抽出し、改善を図ったことは高く評価される。</p>
<p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>① 申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験を行うことにより、各専攻分野の学士としての水準を有していると認められる者に対して、着実かつ適切に学士の学位を授与する。</p> <p>また、機構が授与する学士の学位の水準を確保するため、申請者が修得する単位については、専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するものであるよう配慮する。</p>	<p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について</p> <p>① 毎年度2回、4月期と10月期に申請受付を行う。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し、学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する</p>	<p>○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。</p>	A+	A+	A	A	A		A	<p>○ 単位積み上げ型の学習者に対しては、公的機関として学習成果を保証して、その努力を認めるという活動を継続していることは、評価される。</p> <p>○ 申請者の専攻に係る修得単位の審査は、専攻区分別の審査基準に則して行われているが、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため審査基準の改正や、新たに専攻分野や専攻区分を設けるなど、専門科目の多様化等に柔軟に対応したことは評価される。</p> <p>○ 学位授与審査において、不可判定の場合、理由を通知するのみであったが、平成17年度からは、これに加えて学修成果を書き直すための留意事項を伝えることにした。また、平成19年度から、判定の意図が伝わらないと考えられる場合で、同様の理由によりおおむね2回以上不合格となった者に対して、必要に応じて、別途理由を伝えることとし、不可の申請者に対する再申請のための有益な情報を提供したことは評価される。</p> <p>○ 学位授与申請は、平成20年度からインターネット利用した電子申請も受け付けることとし、申請者の利便性の向上と、業務の効率化のために電子申請システムの整備・活用を図ったことは評価される。</p> <p>○ 学位取得者に対するアンケート調査を実施し、調査の分析から得られた知見に基づき、学位を広く理解頂くためのパンフレットを発行したり、学位授与に関する外部検証委員会において、学位事業について検証を行い、課題の抽出とその改善を図ったことは評価される。</p>
								<p>○ 短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、毎年度、以下のとおり申請の受付、審査を行った。</p> <p>① 「申請の受付」4月期と10月期に学位授与申請の受付を行った。</p> <p>② 「申請書類の確認」申請書類の内容の検査を行い、不備・不明な点を解消した。</p> <p>③ 「修得単位の審査」専攻の区分ごとに設置される専門委員会・部会において、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを判定した。</p> <p>④ 「小論文試験又は面接試験」申請者が提出した学修成果(レポート・作品等)に基づいて、4月期申請は6月、10月期申請は12月に試験を実施した。</p> <p>⑤ 「学修成果・試験の審査」専攻の区分ごとに設置される専門委員会・部会において、各申請者が当該専攻に係る学士の学力の水準を有していると認められるか(学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか)を判定した。</p> <p>⑥ 「可否判定」各専門委員会・部会の判定案をとりまとめ、4月期は8月、10月期は2月に学位審査会を開催し、可否の判定を行った。</p> <p>○ 以上を経て、合格と判定された者に対して、申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。授与者数は下表のとおりである。</p> <p>○ 平成18年度10月期申請者から、学位記を申請者本人へ送付する直接送付に加え、在学する機関を通じて受け取ることができる機関送付ができることとしており、この制度を利用して学位記を受け取った者は下表のとおりである。</p>		

② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める学位取得に必要な単位の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。

③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

	合格者数	学位記の在学機関を通じた受け取り				
		申請時期	短期大学		高等専門学校	
			学校数	人数	学校数	人数
16年度	2,503					
17年度	2,535					
18年度	2,579	10月	84校中26校	297	60校中36校	719
19年度	2,574	4月	なし	345	5校中3校	855
		10月	64校中25校		60校中39校	
20年度	2,723	4月	なし	309	5校中1校	918
		10月	62校中27校		60校中38校	

- 申請者の専攻に係る修得単位の審査は、専攻区分別の審査基準に則して行われており、平成16年度においては、機構による学位授与制度が発足して10年以上が経過する中で、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するために、平成14年度の学位審査会で改正の必要があると決定された19専攻区分中の11専攻区分で審査基準の改正を行った。
- 平成17年度においては、8専攻区分について基準を改正するとともに、社会科学と工学の複合領域に対応するため、新たに「社会システム工学」の1専攻区分を追加した。
- 平成18年度においては、申請者が科目を分類しやすいように、専攻区分「音楽」において、関連科目に区分の追加を行うとともに、「専門科目の例」に例示科目を追加した。また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加した。
- 平成19年度においては、申請者が単位修得及び申請にあたり、授業科目を分類しやすいように、専攻の区分「音楽」、「理学療法学」、「教育学」、「美術」において、専門科目の区分名を変更するとともに、「専門科目の例」に例示科目を追加した。また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻の区分「口腔保健衛生学」を設定した。さらに、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定するよう規則を改正した。同様に、専攻分野「薬科学」・専攻の区分「薬科学」を設定するよう規則改正した。
- 平成20年度においては、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定した。また、申請者が申請にあたり授業科目を分類しやすいように、専攻の区分「鍼灸学」、「音楽」、「社会科学」、「芸術工学」の修得単位の審査の基準について、専門科目及び関連科目の区分を追加・変更するとともに、「専門科目の例」を追加・変更した。
- 申請予定者は、各専攻に共通な基準と専攻の区分ごとの基準に基づき学修を重ねるため、専攻分野・専攻の区分の追加や変更については、申請者が不利益を被ることがないように、機構のウェブサイト、「新しい学士への途」、「機構の概要」等により、必要に応じて周知期間を設けてから申請受付を開始するなどの措置をとっている

- 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に係る教育課程・教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、下表のように専門委員会・部会を設置した。
- 時代に即応した、よりの確な審査を行うため、新たに専攻の区分を設定した場合には、下表のように専門委員会・部会を設置し、専門委員の委嘱を行った。

年度	委員数			会議開催数						新設等
	専門	臨時専門	計	5月	7月	11月	1月	計		
16	278	30	308	9	29	24	29	91	社会システム工学部会（工学・芸術工学専門委員会）	
17	280	47	327	6	28	23	26	83		
18	281	28	309	6	31	19	31	87	総合理学部会（理学専門委員会）	
19	349 (298)	53 (26)	402 (324)	7	30	22	32	91	口腔保健学専門委員会 口腔保健衛生学部会（口腔保健学専門委員会）	
20	353 (302)	45 (20)	398 (322)	6	36	22	35	99	視能矯正部会（看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会）	

<p>② 申請者等に対する利便性の向上を図る。</p>	<p>④ 平成17年度より、学位授与の審査における不合格者に対し、当該不合格者の今後の学修に資する等の観点から、より丁寧に不合格の理由を明らかにするなど、その理由を申請者へ伝える方策の改善を図る。</p>			<p>○ 小論文試験の試験問題作成に係る委員1人当たりの業務量の平準化を図るため、専門委員会・部会ごとの委員数を調整し、委員の負担の軽減を図った。</p> <p>○ 学修成果・試験の結果が「不可」で、再度申請する場合に学修成果を書き直す必要性のある申請者に対しては、これまでは、単に「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という不可判定理由を通知するのみであった。平成17年度からは、これに加えて学修成果を書き直すための留意事項を伝えることにした。その結果、再度申請する際にとどの点に留意して学修成果を書き直せばよいかというところが申請者にとってより明確になり、再度申請する者にとっては有益な情報となった。また、申請者からの一方向の情報にのみ基づき判定を行っていた専門委員にとっても、学修成果の書き直しに限定はされるが、教育的な配慮を施すことができた。</p> <p>○ 平成19年度から、現行の不可判定理由（学修成果書き直しのための留意事項）の通知等では、申請者に学位審査会や専門委員会・部会の判定の意図が伝わらないと考えられる場合で、同様の理由によりおおむね2回以上不合格となった者に対して、必要に応じて、別途理由を伝えることにより、申請者にとって、不可となった理由がさらに明確となった。</p>	
	<p>⑤ 申請者等の利便性を図るため、本機構が行う学位授与制度や申請方法等について、積極的にわかりやすく情報提供を行う。</p>			<p>○ 申請者の利便性の向上を図るため、利用者等の意見を反映し改善した「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」を作成し、印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。なお、平成21年度版の書類から、資料請求の対応を業務委託し、電話やインターネットによる資料請求が可能となった。これにより、資料請求者の利便性とともに、機構の業務の効率化を図った。</p> <p>○ これらの書類については、申請者等からの質問・要望も参考に、より理解しやすいように毎年度改善を次のとおり行っている。</p> <p>① 学修成果の提出に関して、より分かりやすいように表記方法を修正した。</p> <p>② 学修成果を作品で提出する場合の提出形態の例示の種類を追加した。</p> <p>③ よくある質問や申請書の不備又は不明な点に基づき、FAQ（Q&amp;A）の項目を追加した。</p> <p>④ 専攻分野と専攻区分の関係について、より分かりやすいように表を用いて説明した。</p> <p>⑤ 専攻基準の基準表による科目分類の方法について、より分かりやすいように表記方法を修正した。</p> <p>⑥ 制度の概要説明を充実させた。</p> <p>⑦ 全面的に用字用語について見直しを行った。</p> <p>⑧ 専攻の区分ごとに、当該専攻の区分に係る学習の意味付けを行ってもらうため、当該専攻の区分で求める学習内容、単位修得要件を設定する理由等を記述した。</p> <p>⑨ 平成20年度4月期申請から導入した「電子申請」についての申請の流れ等をよりわかりやすく記載した。</p> <p>⑩ 「電子申請」及び「郵送申請」の具体的な申請方法等をより詳しく掲載した。</p>	
	<p>⑥ 平成20年度までにできるだけ速やかに、申請者がインターネットを利用して申請できるサービスを開始する。</p>			<p>○ これまで学位授与申請は、郵送による申請のみであったが、平成20年度からインターネットを利用した電子申請による申請も受け付けることとし、平成16年度から段階をおって準備を進めた。平成16年度には、電子申請システムのプロトタイプを構築し、平成17年度には、このプロトタイプを内部的に運用して、画面のレイアウトや入力方法等について問題点を把握した。平成18年度には、プロトタイプを基に本システムを構築し、平成19年度には、仮運用による試行テストを重ね、システムの内容について検証することにより万全の体制を整えた。平成20年度からこの「電子申請システム」が運用開始となり、平成20年度4月期申請からは、インターネットを利用した「電子申請」を可能とした。</p> <p>○ 「電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、平成19年度に運用開始した「科目審査支援システム」及び平成18年度に運用開始した「試験問題作成支援システム」に加えて「電子申請システム」が本格稼働することにより、申</p>	

⑦ 小論文試験の会場を1カ所以上増設する。

⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、障害等の種類、程度に応じ手話通訳や点字といった受験上の特別措置を講じる。

③ 短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているかどうかの審査を行い、認定することによって、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。  
また、認定された専攻科の教育の実施状況等について、大学教育に相当する水準を維持し続けているか5年ごとに審査を行うとともに、その審査結果に基づく改善状況を的確に把握することにより機構が授与する学位の水準を確保する。

⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出を受けて、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

⑩ 認定された専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

請から学位授与までの大幅な合理化、効率化のための情報基盤が整備された。

- 機構の学位授与制度の申請者は、全国各地に及んでいるため、申請者の利便性と経済的負担の軽減を考慮して、平成16年度4月期申請から、従来の3地区（東京地区、大阪地区、福岡地区）に加え、新たに北海道地区（札幌）に試験場を設置して小論文試験を実施した。この試験場は、交通の利便性が特に良かった。
- 平成17～20年度においても、試験場増設等の必要性について、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、平成16年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。

○ 身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。また、試験当日の体調不良等、各試験場において急速申出のあった受験上の特別措置についても、試験実施本部と協議しながらその措置内容を決定するなど、きめ細かな措置を講じたことにより、円滑に試験を実施することができた。

○ 毎年度、翌年度からの認定を希望する短期大学及び高等専門学校の特攻科から認定の申出があり、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準に準じ、機構が定める規則に基づいて、審査を行った。審査にあたっては、教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が大学設置基準に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるか等についての審議を行い、その結果、認定となった場合、設置者に通知した。各年度の認定の状況は下表のとおりである。

年度	認定申出		認定数
	短期大学	高等専門学校	
16	8専攻(7校)	13専攻(8校)	20専攻(14校)
17	4専攻(4校)	1専攻(1校)	5専攻(5校)
18	6専攻(4校)	1専攻(1校)	7専攻(5校)
19	5専攻(5校)	0専攻(0校)	5専攻(5校)
20	4専攻(4校)	2専攻(2校)	6専攻(6校)

○ 短期大学又は高等専門学校の認定専攻科における教育の質の保証を確保するため、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科に対して、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準に準じ、機構が定める規則に基づいて、教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象の専攻すべてを「適」と判定し、設置者に通知した。各年度の認定状況は下表のとおりである。

年度	審査対象				認定数
	短期大学		高等専門学校		
	うち教員審査	うち教員審査	うち教員審査	うち教員審査	
16	18専攻(14校)	6専攻(6校)	15専攻(6校)	15専攻(6校)	33専攻(20校)
17	31専攻(23校)	11専攻(8校)	24専攻(10校)	12専攻(6校)	55専攻(33校)
18	15専攻(15校)	7専攻(7校)	23専攻(10校)	17専攻(7校)	38専攻(25校)
19	25専攻(22校)	14専攻(12校)	22専攻(9校)	12専攻(6校)	47専攻(31校)
20	20専攻(16校)	6専攻(4校)	27専攻(13校)	8専攻(5校)	47専攻(29校)

- 平成18年度から、これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用し、審査事務の省力化を図っている。
- 平成19年度には、専門委員会・部会での審査及び認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、教育の実施状況との審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととするよう規則を改正（平成21年度からの適用）するとともに、同時に、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随時再審査を行うことができるよう規則

⑪ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。

⑫ 学位取得者等に対するアンケート調査を実施し、その結果等も踏まえ、外部の有識者からなる検証組織により単位積み上げ型による学士の学位授与業務について検証等を行う。

④ 単位積み上げ型による学士の学位授与業務について、外部の有識者からなる検証組織において、授与された学士の水準が適正かを含め、学位授与業務が上記の役割に照らして適切に実施されているかどうかについて総合的な検証を実施し、おおむね学位授与の目的が達成されているという評価を得る。

を改正（平成20年度からの適用）している。さらに、兼任教員（非常勤講師）は「教育研究業績書」の提出を省略することができるよう規則を改正（平成20年度からの適用）した。

○ 専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成16年度に、記入例をまとめた手引きの表現方法等について検討を行うとともに、ウェブサイトから閲覧及びダウンロードができるよう、これらの申請書類及び必要書類の記入例等のフォーマット原案を作成した。平成17年度は試行的にこれらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトに掲載した。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっては、試行段階でのデータではあったが、申請手続の省力化の一助になった。平成18年度から、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにしている。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。

なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとっては理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っており、平成19年度は、いわゆる「ディグリー・ミル」についての注意事項を記載するなどの改訂を行った。

○ 毎年度、学位取得者に学位記を送付する際にアンケート調査票を同封したところ、下表のとおり回答があった。

	学位取得者数（人）	返送者数（人）
平成16年4月期	373	280
平成16年10月期	2,130	1,145
平成17年4月期	398	264
平成17年10月期	2,137	1,130
平成18年4月期	384	311
平成18年10月期	2,195	1,473
平成19年4月期	369	296
平成19年10月期	2,205	1,366
平成20年4月期	376	284

注）平成20年度10月期は、アンケート回収中のため、計上していない。

○ このアンケート調査の分析から得られた知見に基づき、平成16年度には、機構自体の認知度を高めるためのパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解頂くために」を発行した。

また、「新しい学士への途」については、毎年度、FAQの項目を追加する、制度の概要説明を充実させる、全面的に用字用語について見直しを図る、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加するなど、大幅な改訂を行った。

なお、平成20年度4月期申請から「電子申請」を導入したことに伴い、「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」に申請の流れや具体的な申請方法等を掲載した。

○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員3人を含む10人で構成される小委員会として「学位授与に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに学位授与事業について検証を実施した。検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において学位授与事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。

学位授与に関する外部検証委員会  
第1回 平成19年9月14日  
第2回 平成19年10月22日

○ この外部検証における大きな指摘として、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充、学位取得希望者増加のための積極的な情報提供の実施の2点がなされた。これに対して、前者については審査委員の確保とその負担軽減が重要であることから審査委員の増員を図り、後者については機構の学位授与制度への理解をより深めることが重要であることから、「新しい学士への途」をより分かりやすく改訂するなどの措置を講じた。

<p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p>	<p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について</p>	<p>○ 省庁大学校修了者に基 づく申請者に係る審査 等を適切に行い、学士 ・修士・博士として認 められる者に対し、適 切に学位を授与してい るか。</p>	A	A	A	A	A	A	<p>○ 省庁大学校修了者に対する学位授与を続けてきて、その教育水準の維持向上、学生の勉学意欲の向上に貢献してきたことは評価される。 また、学士については申請後1ヶ月以内、修士、博士については申請後原則6ヶ月以内に審査を終了し、当期間内に学士16,559人、修士1,809人、博士324人に学位を授与し、業務等を適切に遂行した点は評価される。特に、修士に関し、年度内授与制度の構築と実施等、柔軟な対応や利用者側に立つ改革を行い、20年度において相応の実績を実現した意義は大きい。</p>																																										
<p>① 省庁大学校の教育課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程の水準を有しているかどうかの審査を行い、認定することによって、当該教育課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、認定された教育課程の教育の実施状況等について、大学又は大学院と同等の水準を維持し続けているか5年ごとに審査を行うとともに、その審査結果に基づく改善状況を的確に把握することにより機構が授与する学位の水準を確保する。</p>	<p>① 省庁大学校の教育課程の認定申出を受けて、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。</p>							<p>○ 平成16年度は、国立看護大学校研究課程部看護学研究科から修士相当課程の認定の申出があり、学位審査会及び看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会看護学部会で、機構が定める「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程に関する規則」に基づき、教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について大学設置基準及び大学院設置基準に準じて審査を行った結果、課程認定し設置者に通知した。 ○ 平成17年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成18年度には、国立看護大学校から博士相当課程の認定申出がなされる予定であり、事前相談に応じて、申請の準備が円滑に進められるよう助言を行った。 ○ 平成18年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、国立看護大学校が研究課程部（博士相当課程）の設置を検討していたことから、必要に応じて助言を行うとともに、専門的な事項に係る相談に応じるため、平成18年7月に、看護学部会に看護学の各分野（精神、成人、母性、基礎、地域、小児）を専門とする専門委員で構成されるワーキンググループを設置した。 ○ 平成19年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成20年度以降における認定を希望する機関からの認定申出に係る来訪、又は電話による認定相談を随時受け付け、認定申出があった場合に円滑に審査できるよう努めた。 ○ 平成20年度は、平成21年度からの専攻科の認定を希望する防衛大学校総合安全保障研究科から認定の申出があり、課程の認定の再審査を行うこととなった職業能力開発総合大学校長長期課程とともに、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じ、機構が定める規則に基づいて、審査を行った。審査にあたっては、大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化と質の保証を確保するため、教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等についての審議を行い、新たに認定申出課程を大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として、再審査対象課程を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定し、平成21年2月に設置者に通知した。</p>																																											
	<p>② 認定された教育課程の教育が大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。</p>							<p>○ 省庁大学校の認定課程における教育の質の保証を確保するため、審査対象課程に対して、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じ、機構が定める規則に基づいて、審査を行った結果、下表のとおり、すべてを「適」と判定し、各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。</p> <table border="1" data-bbox="1602 1291 2047 1711"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象認定年度</th> <th>対象校</th> <th>判定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>平成6, 11</td> <td>独立行政法人水産大学校 水産学研究科</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>平成7, 12</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">18</td> <td rowspan="3">平成3, 8, 13</td> <td>防衛大学校 本科</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>防衛大学校 理工学研究科（前期課程）</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>防衛大学校 理工学研究科（後期課程）</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">19</td> <td rowspan="5">平成4, 9, 14</td> <td>国立看護大学校 看護学部看護学科</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>海上保安大学校 本科</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発総合大学校（長期課程）</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>職業能力開発総合大学校（研究課程）</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>防衛大学校 総合安全保障研究科</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">20</td> <td rowspan="4">平成4, 9, 14※ 平成6, 11, 16※</td> <td>気象大学校 気象学部</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>防衛医科大学校 医学教育部医学科</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>防衛医科大学校 医学教育部医学研究科</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水産大学校 本科 独立行政法人水産大学校 水産学研究科</td> <td>適</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ なお、認定年度から考えると、平成20年度に審査を行った当該4課程については平成19年度又は平成21年度に審査を行うこととなっていたが、年度によってかなり審査対象数が偏っていたことから、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に大学校における業務の負担軽減を図るため、当該省庁大学校の了承を得た上で審査年度を平成20年度に変更した。 ○ 専門委員会・部会の業務の負担の平準化を図るため、平成18年度～20年度においては、第1回学位審査会（5月）において、あらかじめ審査を取</p>	年度	対象認定年度	対象校	判定結果	16	平成6, 11	独立行政法人水産大学校 水産学研究科	適	17	平成7, 12	該当なし		18	平成3, 8, 13	防衛大学校 本科	適	防衛大学校 理工学研究科（前期課程）	適	防衛大学校 理工学研究科（後期課程）	適	19	平成4, 9, 14	国立看護大学校 看護学部看護学科	適	海上保安大学校 本科	適	職業能力開発総合大学校（長期課程）	適	職業能力開発総合大学校（研究課程）	適	防衛大学校 総合安全保障研究科	適	20	平成4, 9, 14※ 平成6, 11, 16※	気象大学校 気象学部	適	防衛医科大学校 医学教育部医学科	適	防衛医科大学校 医学教育部医学研究科	適	独立行政法人水産大学校 本科 独立行政法人水産大学校 水産学研究科	適	
年度	対象認定年度	対象校	判定結果																																																
16	平成6, 11	独立行政法人水産大学校 水産学研究科	適																																																
17	平成7, 12	該当なし																																																	
18	平成3, 8, 13	防衛大学校 本科	適																																																
		防衛大学校 理工学研究科（前期課程）	適																																																
		防衛大学校 理工学研究科（後期課程）	適																																																
19	平成4, 9, 14	国立看護大学校 看護学部看護学科	適																																																
		海上保安大学校 本科	適																																																
		職業能力開発総合大学校（長期課程）	適																																																
		職業能力開発総合大学校（研究課程）	適																																																
		防衛大学校 総合安全保障研究科	適																																																
20	平成4, 9, 14※ 平成6, 11, 16※	気象大学校 気象学部	適																																																
		防衛医科大学校 医学教育部医学科	適																																																
		防衛医科大学校 医学教育部医学研究科	適																																																
		独立行政法人水産大学校 本科 独立行政法人水産大学校 水産学研究科	適																																																

③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関して必要に応じて見直し改善を図る。

④ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。

② 省庁大学校の当該課程修了に基づく申請者について審査を行い、各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して、着実かつ適切に学位を授与する。

⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対し、毎年度、学士、修士又は博士の申請受付を行う。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

り進めることの了承を得て、7月及び9月の専門委員会・部会において審査を行った。

○ 申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①修士及び博士の学位授与審査に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に係る審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。  
 ○ また、修士及び博士の審査にあたっては、申請者の専攻区分及び論文の内容に応じて、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。  
 平成19年度から、修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与申請ができるスケジュールを新たに設定したことに伴い、論文審査及び口頭試問の審査を担当する専門委員の負担が増大するところが見込まれるため、平成20年度から臨時専門委員の委嘱範囲を拡大し、現役の大学教授に加え、一定の条件下、名誉教授や准教授、その他機構の客員教授及び特任教授の職務にある者についても委嘱を認めることとした。また、大学院教育における新しい学際・複合領域の拡大を踏まえて、3人の専門委員のうち1人については、関連する周辺領域からの選考を可能として、特に機構の学位授与制度に精通し、かつ、それぞれの専門領域に係る研究を行っている学位審査部の教員の関与を積極的に進めることとした。これにより、平成20年度は、機構の准教授1人及び客員教授2人に臨時専門委員を委嘱した。

○ 課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成16年度に、記入例をまとめた手引きの表現方法等について検討を行うとともに、ウェブサイトから閲覧及びダウンロードができるよう、これらの申請書類及び必要書類の記入例等のフォーマット原案を作成した。平成17年度は試行的にこれらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトに掲載した。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっては、試行段階でのデータではあったが、申請手続の省力化の一助になった。平成18年度から、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにしている。このことにより、課程の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。  
 なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとっては理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っており、平成19年度は、いわゆる「ディグリー・ミル」についての注意事項を記載するなどの改訂を行った。

○ 申請者の便宜等も考慮し計画どおり実施した。  
 具体的には、  
 ① 学士については、毎年度7大学校7課程の修了者から申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で合格と判定された場合に申請後1月以内に下表のとおり学士の学位を授与した。

(単位：人)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H3～H20合計
学士の学位取得者数	926	985	1,024	1,018	1,043	16,555

② 修士については、毎年度4大学校5課程の修了者から申請があり、単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者に規則に定められた審査期間に下表のとおり修士の学位を授与した。  
 また、修士については、平成19年度に、現行の認定課程修了後に申請するスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを設定した。

(単位：人)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H4～H20合計
修士の学位取得者数	117	110	109	129	143	1,809
※ ① 内は修了見込み申請で内数				(12)	(28)	(40)

③ 博士については、毎年度2大学校2課程の修了者から申請があり、単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者に申請後6月以内に下表のとおり博士の学位を授与した。

(単位：人)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H4～H20合計
博士の学位取得者数	24	28	27	18	19	324

○ 学士、修士、博士のそれぞれの学位の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、学位授与の審査にあたっては、個々の申請者の専攻の区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。

○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員3人を含む10人で構成される小委員会として「学位授与に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに学位授与事業について検証を実施した。検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において学位授与事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。

学位授与に関する外部検証委員会

第1回 平成19年9月14日

第2回 平成19年10月22日

○ この外部検証において、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充や、省庁大学校との相互理解の推進等が指摘されたところである。これに対して、学位の質保証のためには審査委員の確保とその負担軽減が重要であることから、審査委員の増員、委嘱対象範囲の拡大等の措置を講じた。

③ 省庁大学校修了者に対する学位授与業務について、外部の有識者からなる検証組織において、授与された学士、修士及び博士の水準が適正かを含め、学位授与業務が上記の役割に照らして適切に実施されているかどうかについて総合的な検証を実施し、おおむね学位授与の目的が達成されているという評価を得る。

⑥ 外部の有識者からなる検証組織により省庁大学校修了者に対する学位授与業務について検証等を行う。



(4) 調査及び研究 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期目標	中期計画	評価の観点	各事業年度評価結果					中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
			16	17	18	19	20			
調査及び研究	調査及び研究	○ 機構の行う大学評価事業及び学位授与事業に資するという観点から、それらに関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	A	A	A	A	A		A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学評価・学位授与を業務とする大学評価・学位授与機構に高等教育研究の部門(評価研究部・学位審査研究部)が設置されていることは評価される。</li> <li>○ 評価及び学位に関する研究は、着実に成果が上がっており、科学研究費補助金等も積極的に活用している。</li> <li>○ 調査研究の成果を、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表しており、調査研究に関わる国際交流も精力的に行っていることは評価される。</li> <li>○ 外国における大学評価についての情報収集及び外国機関との連携等は評価される。特に、外国機関への情報提供については高く評価される。</li> </ul>
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	○ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	A	A	A	A	A		A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学評価に関わる5プロジェクトを推進中であり、それぞれ大学評価業務とのつながりを持ちながら研究が進められており、当機構の利点を生かした相乗効果のあるものであり、評価される。</li> <li>○ 研究成果を生み出しているプロジェクトから積極的に論文発表がなされており、学術誌、ウェブなどを通じ、適切に公開していることは評価される。</li> </ul>
1) 機構は、大学評価システムのあり方及び有効性等の観点から、①国内外の大学等での自己評価及び大学評価機関における評価の最新状況及び理論の把握、②大学外の組織の評価の最新状況及び理論の把握、③情報技術の活用法及び理論の最新状況の把握を行い、④機構自体の実施する評価を常に分析して、⑤大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行い、機構の評価の改善に活かすとともに、研究成果の公表及び情報提供事業等への活用を通じて、多元的な評価システム全体の充実と評価に関する知識の普及に貢献する。	1) 調査研究プロジェクト(( )内は中期目標との主たる関係)									
	① 大学評価の手法、評価指標の研究開発(目標①, ⑤) 平成17年度までに、大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、国内外の大学等での自己評価及び大学評価機関における評価の最新状況及び理論の把握及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。									<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学の諸活動に関する測定指標に関しては、各種指標の課題と評価への活用方法についての基礎的研究が必要との問題意識から、平成16~17年度に外部者を含めた調査研究会を実施し、教育・研究・管理運営の評価に用いる指標の状況や課題に関するレビュー並びに分析を行い、調査報告書として公表した。具体的には、授業評価や卒業生評価のレビュー、ピブリオメトリクス手法(論文データ解析手法)の課題と大学ごとの論文数・引用数並びに研究費・博士学生数の相関分析、インステイテューショナル・リサーチの機能のレビュー等である。これらの成果は大学評価の方法の検討や大学情報データベースの開発に反映された。また、平成18年度からは、上記調査研究会で検討した大学の研究支援施策の有効性に関するアンケート調査の統計的分析を実施し、大学評価において評価すべき項目の検討を行うとともに、論文データベース等を用いた研究活動の分析を継続的に実施した。</li> <li>○ 機構の開発する大学情報データベースについて、平成18年度の試行実施入力データの分析を行い、それを踏まえた大学・評価者への提供様式の開発を行った。平成19年度には本格運用によりデータが入力されたことを受け、教育成果や入学状況、研究活動に関連するデータ・指標の分析を行った。各種のデータ・指標について、学問分野ごとの平均値や分布状況の差違、指標間の関係性等を明らかにし、それから指標をいかに解釈可能であり、評価により適切に用いることができるかの検討を行った。</li> <li>○ 国内外の大学評価の理論や手法等の最新動向については経常的に調査を行い、得られた情報を公表している。たとえば、米国西部地域アクレディテーション団体の調査、英国の研究評価 RAE 及びその新たなシステムである REF の状況、オーストラリアの教育成果を重視した評価、オランダの大学評価制度の展開、中国の大学評価等の調査を行い、機構が発行する学術誌をはじめとする媒体に論文等の形で公表した。また、これらの情報を踏まえて機構の大学評価システムの設計を行った。</li> <li>○ 日英高等教育に関する教育プログラムについては、平成16年度には公開フォーラムを開催し、英国 HEFCE 他関係者と日英の大学経営の在り方等について有識者間での共同研究を行った。また、日本の国立大学の学長・副学長等による英国の大学への「スタディ・ビジット」を行い、高等教育のリーダーシップの育成や国際連携の在り方につ</li> </ul>
	② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究(目標①, ⑤) 平成17年度までに、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び									

当該時における状況を踏まえた、外国機関との協力による大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究（目標②，⑤）  
平成17年度までに、民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究を行う。  
平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、大学外の組織の評価の、最新状況及び理論の把握、及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。

④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究（目標③，⑤）  
平成18年度までに、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行う。  
平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、情報技術の活用及び理論の最新状況の把握及び大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。

いての共同研究・意見交換を行った。平成17年度には日英の大学のペアリングによる日本の大学へのスタディ・ビジット実施、公開フォーラム及び日英高等教育ワークショップの開催を行い、平成16年度からの「Leadership Development-リーダーシップの向上-」プロジェクトの総括を行った。同プログラムの第3フェーズとなる「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」（平成19年1月～9月）では、日英両大学・機関の相互訪問及び「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラムを実施し、本プログラムの総括を行った。これらの実績を基に、英国のQAAと平成19年2月に高等教育質保証の分野での連携に関する覚書（MoU）を締結し連携協力を進め、平成20年2月の機構主催のAPQNオープンシンポジウムにてQAA理事長に講演をいただくなど協力関係を深化させた。また、先述の日英プログラムの過程において、用語の整理が課題として挙がり、「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成を行った。

○ 平成18年度以降には、「評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する研究プロジェクト」を組織し、米国より専門家を招へいるか、シンポジウム「授業評価で大学をどう変えるか」を東京・京都において開催した。授業評価活用の現状について調査を行い、講演録及び調査結果を報告書にまとめ公表するとともに、調査結果は機構の評価基準9の評価の視点に活かされた。また、米国の専門家と共同し教育業績の記録手法として、米国等で広く普及している「ティーチング・ポートフォリオ」について研究を進めた。平成19年度には、教科書の日本語訳出版を行い、米国より専門家2名を招き作成ワークショップを開催した。さらに、平成20年度には日本に適応させた日本版の作成ワークショップの開催、パンフレットの作成を行った。これらの成果は報告書や学会発表等で広く公表したほか、実際に本成果にしたがって導入をはじめめる機関があるなどの成果を挙げた。また、教員の活動の総合的な記録であるアカデミック・ポートフォリオについても知見を深め、「アカデミック・ポートフォリオ」の翻訳を進め、平成21年度に出版の予定である。

平成19年度には、高等専門学校を対象に授業評価の結果の活用について質問紙調査を行い、平成20年度には高等専門学校の授業評価結果の情報伝達の流れについて研究した。これらは学会発表及び論文として公表した。

○ 平成16～18年度には大学への民間的経営手法の導入状況や適用可能性の基礎的調査を行った。国内の民間企業や非営利組織等のケーススタディを行うとともに、米国の大学における戦略的形成についての調査を行った。これらを踏まえて、我が国の全高等教育機関を対象にアンケート調査を実施し、経営的手法に対するニーズや実践状況の動向を探った。結果、戦略計画、目標管理、成果測定等の手法は既に導入されつつあるが、「組織の測定・分析・評価」及び「情報の収集と管理」が実現されていない項目として挙げられ、これらは評価実施に不可欠な要素であるため、その支援の必要性が認識された。

○ 平成19～20年度は上記調査結果を踏まえ、各種経営手法をレビューした結果、SWOT分析並びにバランスド・スコアカードが現状の大学の有する課題に適した手法であると考えられたため、2大学と協力し、シミュレーション（導入実験）を行い、我が国の大学への適用可能性を探った。また、機構の開催した大学評価フォーラムにおいて、30の大学に対して演習を行った。実施結果からは「参考となった」という意見を多く得た。また、これらの過程から、手法導入や計画策定・評価の実施には大学の組織体制の問題が強く影響することから明らかになってきたため、事例を中心に分析を行った。これらは報告書として公表した。

○ 大学情報に関連する研究・開発動向の調査としては、その最新の研究・開発動向の調査を行い、情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究調査を実施した。海外の大学情報及び情報化に関しては特に米国における高等教育情報の収集とその活用を行うIR部門の調査を行った。大学情報データベースに関して全米教育統計センターが運営するデータベースシステムについて情報システムの具体的な利用方法について調査を行った。また国内外の大学情報に関するシステム等について調査を行った。これらの結果は大学情報データベースの開発に直接的に寄与した。



<p>2) 調査研究の成果について、外部の有識者からなる検証組織において、検証を実施し、おおむね調査研究の目的が達成されているという評価を得る。</p>	<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『大学評価』に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなど活動を支援する。</p>							<p>支援ツール(L-POV システム)のプロトタイプの開発を行った。また、これらの成果について論文・学会報告等で公表した。</p> <p>○ 平成16年度にそれまでの機構の研究紀要である『大学評価』と『学位研究』の二つの研究紀要を『大学評価・学位研究』として統合し、調査研究成果として毎年国公立大学等に配付するとともに機構ウェブサイト (<a href="http://www.niad.ac.jp/">http://www.niad.ac.jp/</a>) にも公開した。 また、評価研究部の教員による調査研究の成果として『大学評価・学位研究』に論文13件、研究ノート・資料17編を掲載した。 ○ 上記の『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等に学術論文等43編、著書(分担執筆)・訳書7編を公表し、54件の口頭発表等を行った。 また、平成18～19年度には、機構が出版している『大学評価文化の展開』(第1～3巻)においても研究成果の一部を掲載し公表した。 ○ 機構では、大学評価に関する調査研究について講演会等を開催し、外部への調査研究の情報発信を行うなどにより研究活動の公表等を支援した。 ○ 研究者個人の研究活動の支援として、科学研究費補助金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、機構から評価研究部に関する研究について、申請を行い、採択を受け、科学研究費補助金が交付された。申請時には、説明会等を開催し、申請手続上の留意点及び研究費執行上の注意点を説明するなど支援を行い、申請件数の増加を図るよう努めた。</p>	
<p>(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究</p> <p>1) 機構は、生涯学習システムへの移行等社会の変化を踏まえて、学位・単位制度のあり方及びその通用性の観点から、①国内外における学位の構造・機能と国際通用性に関する最新状況及び理論の把握、②高等教育機会と学習行動の多様化の実態及び促進要因の把握、③多様な学習の単位認定とそれによる学位授与の最新状況及び理論の把握を行い、④機構の学位授与制度の実態を常に分析して、⑤単位累積加算制度等の基本的デザインの研究開発を行い、機構の学位授与制度の改善を活かすとともに、研究成果の公表及び情報提供事業等への活用を通じて、わが国の学位システム全体の発展と学位に係る知識の普及に貢献する。</p>	<p>(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究</p> <p>1) 調査研究プロジェクト(( )内は中期目標との主たる関係)</p> <p>① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究</p> <p>ア 学位の要件となる学習の体系的な構造の研究(目標①, ⑤) 学位を取得するために求められる学習の構成と要件について、学位・単位制度に関する理論的基底及び諸外国との比較を踏まえて研究する。</p>	<p>○ 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。</p>	A	A	A	A	A	<p>○ 中期計画に従い、学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究(①-ア)と、機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究(①-イ)という二つのプロジェクトを遂行し、その双方について、学位システム研究会の活動及び学位取得者に対するアンケート調査等を基盤として、計画に沿って着実に調査研究を実施し、研究のとりまとめを行った。各プロジェクトは学位授与事業と密接に関係しているのみならず、日本の高等教育に寄与することを目的としている。これらの調査研究と並行して、学位授与事業の実務を支援し改善策を企画・提案するための実践的調査研究を行った。</p> <p>○ 平成16年度以来、高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員から成る「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方(学位に付記する専攻分野名称の分析を含む)に関する調査研究を実施した。具体的には、「学位システム研究会WG(調査作業グループ)」(平成17年度設置)において共通の調査項目「学位システムの国際比較(各国対照表)」を用いて学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査(イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本)を行い、定期的な研究会、WG研究会を開催して議論を深め、平成20年度に成果をまとめて5か国の対照表を完成させた。</p> <p>○ 修士、博士の学位の質保証について検討するため、理工学系の大学院博士課程の制度と運用の実状に関する比較調査を行い、その成果を踏まえて修士課程教育の修了要件と学位審査の実態等修士課程教育に関するアンケート調査を実施し、デー</p>	<p>○ 学位に関する研究、当機構との関連での学位授与制度の研究は着実に前進していると言える。特に国際的視点からの検討が重要であり、国際比較などが行われているが、一層の充実が期待される。</p> <p>○ 学位に対する社会の理解、学習者に対する手引等を研究してきたことは評価される。</p> <p>○ 研究成果を生み出しているプロジェクトから積極的に論文発表がなされており、学術誌、ウェブなどを通じ、適切に公開していることは評価される。</p>

イ 機構の学位授与制度の現状及び機能に関する研究（目標①，④，⑤）  
 機構が実施する学位授与制度の現状及び社会的要請を把握するため、機構の学位取得者に対して継続的に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

タの集計と分析に取り組んだ。  
 ○ 主要国の学位・単位数に関する変化や改革の状況について最新動向を把握するとともに、諸外国から高等教育研究者・専門家を招き、公開シンポジウム・講演会を開催した。演者の発表内容は『大学評価・学位研究』に掲載し、報告書として発表し、国内高等教育関係者に対する問題意識の喚起と情報発信に努めた。  
 ○ 外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会を受け、格位審査研究部において厳正に調査した後、格位の有無を判定した。申請資格に関する照会者の学習履歴は近年、対象国、在籍した教育機関とも外国多様化していることには留意し、照会があった外国の当該機関については慎重に調査し学位授与制度の適切な運用を支援した。  
 ○ すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を実施し、平成18年度には、学校教育法の改正に伴い新たに「短期大学士」が授与されることになったことを受け、すべての短期大学に対する調査を開始した。調査結果は、機構が授与する学位に付記する専攻分野の名称及び学位の英文名称を検討する際に活用した。

○ 学位授与のための審査が、学術的な論理に貫徹されて行われるために必要なプロジェクトとして、学位取得者に対して取得直後、1年後、5年後にアンケート調査を行い、学習の動機、学位取得のメリット、審査内容についての印象、要望などに関する意見とその変化を調べた。この調査研究は機構の発足以来、毎年継続して行っており、時代的な変遷にも注目して「直後調査」と「1年後・5年後調査」のデータを集計・分析する重要な資料により、学位授与制度の改善のための重要な資料を提供するとともに、学位授与申請者への手引き「新しい学士への途」の改訂に活かした。  
 ○ 機構が学位授与申請の手引きとして毎年刊行している「新しい学士への途」を、申請者の視点から見直し、学士の学位取得に至る手順をより理解しやすい内容に改訂するための作業を行った。特に申請者の学修を支援する立場から、学位授与制度の理念・趣旨に関する説明を大幅に増やし、単位の修得方法についても、学修の体系的に配慮して記述を全面的に改めた。また専攻に係る単位の修得に関しては、各専門委員会（部会）の協力を得て、「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」に当該分野の学問的特徴と専門科目・関連科目の履修方針に関する説明文を追加し、それぞれの専攻の区分において専攻に係る授業科目を体系的に履修する意味を明示した。  
 ○ 学士の学位取得の機会拡大を目的として、新しい専攻の区分を設置するための調査研究を行い、その内容を踏まえて検討した結果、新たに「社会システム工学」、「口腔保健衛生学」及び「視能矯正学」の区分を設け、学士（工学）、学士（口腔保健学）と学士（保健衛生学）取得の道を開いた。  
 ○ 平成17年度から毎年「学位審査会専門委員協議会」を開催し、学位授与事業における審査を担当する専門委員のうち新任の委員に対するオリエンテーションとして学位審査研究部の教員が講演した。さらに、審査を担当するすべての専門委員に対して、申請者が専攻に係る学士の水準の学力を有しているか否かを適切に審査できるよう作題時に留意すべき事項を明確に伝えることを目的として、「小論文試験問題作成のための考え方」を作成した。  
 ○ 高等教育レベルの多様な学習の成果を評価して学位を授与する機構の単位積み上げ型の学位授与制度において、学修成果（レポート等）及び試験の審査はきわめて重要な位置を占めている。この重要性にかんがみ、様々な専門分野を学術的背景に持つ学位審査研究部教員が、それぞれの専門分野の立場から、大学卒業者に相当する水準の学修の成果として、具体的にいかなる内容・水準の「学修成果」（レポート等）が要求されているのか、実際にどのように学修を進めていけばよいか等について、これから学位取得を希望する者を対象とするガイドブック『新しい学士をめざして』として著し刊行した。

○ 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究（②-ア）と、高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究（②-イ）という二つのプロジェクトの双方について、計画に沿って着実に調査研究

	<p>ア 学習行動及び学習機会の多様化の実態と潜在的需要の実証研究（目標②，③，⑤） 現代日本における高等教育レベルの学習行動，学習機会の多様化及び学生の流動化（転学，編入学，再入学等）の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。</p>					<p>を遂行し，成果のとりまとめを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国の高等教育における学生の学習形態の多様化と潜在的需要を把握するために調査研究を行った。これまでの学位授与申請者に関するデータや科学研究費補助金研究等により平成17年に全国4年制大学を対象に行ったアンケート調査を通じて蓄積されたデータから，編入学・転学者の現状をさらに分析するとともに，流動化に対する制度的障壁の有無について検討した。また，学生の機関間移動の実態とそれを支援するシステムに関して，諸外国の状況を調査した。研究成果は論文にまとめて学会誌及び学術誌に発表した。</li> <li>○ 高等教育レベルの学習機会の多様化に関する研究として，国内外で教室外の講義や，通信教育にIT技法を役立てている教育機関を選んでアンケート及び訪問調査を実施し，ITを利用した高等教育の展開状況について研究成果をまとめた。</li> <li>○ 各大学，専攻科における科目等履修生制度の開設状況について平成16年度から継続的に調査を行い，当該年度に科目等履修生を受入れた実績を調べて公表した。これにより機構の学位授与制度を利用して学士の学位取得を目指す者に対し，大学での学習機会に関する情報を提供した。</li> </ul>	
	<p>イ 多様な学習成果の評価と単位の認定方法の研究開発（目標③，⑤） 高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を評価し，単位認定する方法，並びに単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方について研究開発を行う。</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に関して問題点を把握し，課題を明らかにするために，①短期大学専攻科と機構の学位授与制度の関係についての調査，②学生が大学外で取得した資格の単位認定に係る実態調査，③学位未滿の高等教育資格であるいわゆる履修証書（Certificate）の日本における展開状況の調査等を行い，その成果を学術誌等に発表した。</li> <li>○ 機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を，電子化シラバスの活用により支援するシステムの開発のための研究を行い，検討を重ねた。また，このシステムが有効に機能するためには科目区分データベースを整備する必要があるため，この科目区分データベースを従来よりも効率よく構築する方法を提案し，その有効性を確認した。</li> <li>○ 地域を基盤に構成されている大学コンソーシアムの実態と大学・高等教育機関間の単位互換の実施状況等を調査した。神戸，山形，秋田，東京多摩の各地域において，大学・行政・企業・団体等の協働により多様な展開を見ている各事業の実施状況や今後の課題等について把握した。</li> </ul>	
<p>2) 調査研究の成果について，外部の有識者からなる検証組織において，検証を実施し，おおむね調査研究の目的が達成されているという評価を得る。</p>	<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は，年に1回以上発行する機構の研究紀要『学位研究』に掲載して，速やかに外部に公表，提供し，関係高等教育機関，生涯学習機関，高等教育研究者の利用に供する。 また，学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会，シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。 また，研究者個人が，上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成16年度にそれまでの機構の研究紀要である『学位研究』と『大学評価』の二つの研究紀要を『大学評価・学位研究』として統合し，調査研究成果として毎年国公私立大学等に配付するとともに機構ウェブサイト（<a href="http://www.niad.ac.jp/">http://www.niad.ac.jp/</a>）にも公開した。 また，学位審査研究部の教員による調査研究の成果として『大学評価・学位研究』に論文11件，研究ノート・資料5編を掲載した。</li> <li>○ 上記の『大学評価・学位研究』のほか，機構外の学術誌等に学術論文等73編，著書（分担執筆）・訳書20編を公表し，85件の口頭発表等を行った。</li> <li>○ 研究会等の開催については，公開シンポジウム・講演会15件，研究会49件等を開催したほか，機構ウェブサイトにも掲載して広く情報提供を行った</li> <li>○ 研究者個人の研究活動の支援として，科学研究費補助金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては，機構から学位審査研究部に関する研究について，申請を行い，採択を受け，科学研究費補助金が交付された。申請時には，説明会を開催し，申請手続上の留意点及び研究費執行上の注意点を説明するなど支援を行い，申請件数の増加を図るよう努めた。</li> </ul>	

(5) 情報の収集、整理、提供 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期目標	中期計画	評価の観点	各事業年度評価結果					中期計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
			16	17	18	19	20			
情報の収集、整理、提供	情報の収集、整理、提供	○ 大学評価や学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	B	B	A	A	A		A	○ 大学情報データベースについては、各国立大学法人等から情報の提供を受け、整理・分析された情報を教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用されるよう提供しており評価される。 ○ 大学等の自己点検及び外部評価に関する情報をウェブ上で公開するための窓口である「大学評価情報ポータルサイト」について、各機関の保有する評価の情報提供依頼を行うことなどにより大学等のポータルサイトへの登録数の増加を図るとともにライブラリに高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり、随時大学等の評価情報のニュース・イベント等の情報提供をトピックスに掲載するなどにより情報発信の強化を図ったことは評価される。 ○ 国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するためのツールとして、「インフォメーションパッケージ」を中核とした外国語による情報発信していることは評価される。
(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供 機構は、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理、提供業務として、大学関係者のニーズを把握したうえで、①大学等の信頼性の高いデータよりなる大学情報データベースの構築と運用を中核に、②大学等での自己評価等の状況についての情報、③国内外の大学評価機関における評価の状況についての情報、④機構自体の実施する評価についての情報を体系的に収集、整理してデータベースとして提供し、大学等における自己評価や教育研究活動の改善等に役立てるとともに、機構の評価において活用し、また広く大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与する。	(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供 1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供 ① 大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースを構築する。そのために必要なソフトウェアを開発するとともにハードウェアの整備を行い、国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、毎年度定期的に情報の提供を受ける。 また、公私立大学については、各大学の要請を踏まえ情報の提供を受ける。公開セミナー等を年1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。	○ 大学評価に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	B	B	A	A	A		A	○ 大学情報データベースのシステム構築にあたっては、データ項目の構成、データ分析の内容及びデータ提供の方法等について、各評価事業の検討状況や大学関係者の意見及び要望等を可能な限り反映させながら、より活用度の高いものとなるよう、段階的に発展させていくこととしており、平成16年度は、データを収集及び蓄積するシステムの基幹的な部分を中心に構築を行った。 この構築にあたっては、説明会等を通じて国立大学等から得た意見及び要望等も踏まえ、大学情報データベースのシステム仕様について、仕様策定委員会(構成員:理事1人、評価研究部長、評価事業部長、評価研究部教員2人)を2回開催して検討を行い、平成17年度に予定しているシステムの試行運用の実施に向けて、ソフトウェアの開発及びハードウェアの調達を平成17年3月29日に完了した。その後、平成17、18年度の試行的運用と機能拡張・修正を経て、平成19年7月上旬より、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けた。収集したデータを機構において集計し、国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用し、実績報告書の作成に資するよう、整理・分析を行い、12月から各国立大学法人等に提供を行った。 ○ 説明会等の実施 大学情報データベース構築に関する大学関係者の理解の増進を図るため、平成16年8月に「大学情報データベース構築に関する説明会」を実施し、大学情報データベースの目的、概略及びデータ項目等についての説明並びに意見交換を行った。 また、説明会に先立ち、機構の担当教職員が7国立大学の評価担当理事及び教職員等を訪問し、大学情報データベースの概略に関する説明及びこれに対する意見聴取を行い、これらの意見等も検討に活用した。 このほか大学関係者との意見交換を行い、大学情報データベースに対する理解の増進に努めた。 平成17年度は、平成18年3月に「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を実施した。このセミナーでは、①試行的協力の協力法人からデータベースへの取組や活用事例などの報告機構から、大学情報データベースの「試行的構築」の状況について報告、意見交換等を行った。 協力法人以外の法人であっても、当該法人の求めに応じて情報提供を行うなど、大学情報データベースに対する理解の増進に努めた。 平成18年度は、平成19年2月にセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を実施した。このセミナーでは、①大学情報データベースの構築目的等の概要や、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への活用を事例を挙げて説明するなど、データベースの活用方法を、②試行的構築に参加した上で大学情報データベースへの意見・要望について発表していただき、ソフトウェアの機能拡張等に反映させた。今後、特に集計・提供に関する検討に資することを目的とし、セミナーにおいて説明を行った大学情報データベースの概要等について国立大学法人等にアンケート調査を実施し、意見・要望等を伺った。 また、文部科学省が平成19年2月に開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等でも大学情報データベースの活用について情報提供を行い、意見を聴取した。 平成19年度は、平成19年7月、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「大学情報データベース入力担当者説明会」を開催した同説明会では、大学情報データベースの概要及び具体的な入力方法について、説明を行った。平成19年5月に開催した「中期目標期間の評価に関する説明会」においても、国立大学法人等の教育研究評価における大学情報データベースの目的・役割に

② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、情報の整理・分析を行う。

③ 上記で収集・整理された情報を、機構の評価において評価担当者に提供するとともに、各大学等に提供していく。また、国民各層に利用しやすい形で提供していく。

④ 上記①から③の情報収集・提供事業を円滑に実施するために、セキュリティに十分配慮しつつ情報基盤の強化を図り、外部接続回線の増強を図る。

⑤ 大学情報データベースシステムの運用開始後のウェブサイトのアクセス件数について、毎年10%以上の増加となるよ

ついて説明を行った。  
平成20年度は、平成21年3月、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した。同セミナーでは、大学情報データベースの法人評価への活用について報告し、海外で立大学や私立大学でのデータベース構築事例について講演を行い、講演者を中心としたパネルディスカッションにより参加者と情報交換を行うとともに、アンケートを実施して各大学の要望等について確認した。また、私立大学については、当該アンケートにより各大学の情報提供の要請の確認を行った。

○ 平成16年度は、機構が収集すべき情報について、「機構が行う評価における活用」という視点を重視し、試行的評価によって得られた経験及び知識を活用し、国立大学法人等の中期目標及び中期計画の記述なども踏まえ、検討を行った。  
科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクトリなどや大学情報を取り扱う他機関の状況を調査し、情報交換を行う一方、文部科学省及び国立大学協会とも、検討及び協議していくことで共通理解を図った。

平成17年度は、機構が収集する情報の内容について、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価を踏まえ、大学情報データベースのデータ項目の検討を行った。また、試行的構築の協力法人からのデータ項目に対する意見・要望を基に検討を行った。

平成18年度は、各大学の自己点検・評価への活用及び機構の評価の公正性・透明性を確保するたための客観的な基礎情報としての活用を可能とするデータベースを試行的に構築した。データ項目については、他機関が実施する調査との整合性の確保、作業負担軽減のための集計単位及び定義付けの見直しなど、試行的構築及びアンケート調査を通じて得られた協力法人からの意見を踏まえて精選した。特に、国立大学法人評価で示す資料・データの例との整合性を踏まえて、検討を行った。

平成19、20年度は、各国立大学法人等から収集したデータを機構において集計し、法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料としての活用ができるよう、また、実績報告書の作成に資するよう整理・分析を行った。また、機構の評価担当者から客観的な基礎資料として活用できるように、整理・分析を行った。さらに、大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するための整理・分析の方法について検討を行った。

○ 平成19年度に、整理・分析された情報を各国立大学法人等における自己評価の根拠資料として活用できるように、12月から各国立大学法人等に提供を行うとともに、機構の評価担当者への情報の提供方法について、検討を行った。また、収集した情報の社会への提供方法・内容等について、検討を行った。

平成20年度は、整理・分析された情報を各国立大学法人等における自己評価の根拠資料として活用できるように、7月及び1月に提供を行い、機構の評価担当者へ6月及び7月に提供を行った。また、収集した情報を国民各層が利用しやすいように、提供方法・提供内容等について検討し、3月に機構のホームページに掲載した。

○ 平成16年度に、大学情報データベースの構築及び外部回線との接続にあたっては、サーバ・データベース面においては、適切なユーザ管理機能や、データの自動バックアップ機能を実装するとともに、ウイルス対策ソフトウェアを導入するなど、セキュリティへも配慮した所要の措置を講じた。さらに、機能を継続させる上で特に重要なデータベースサーバについては、障害が発生した場合に同期をとっている代替サーバに処理やデータを引き継ぐことやウェブサーバについては、冗長構成を導入し、耐障害性、可用性を高めた。  
ネットワーク面においては、耐障害性、可用性の向上のほか、侵入防御システム（IPS）を導入し、情報基盤の強化を行った。さらに平成17年度に、「大学情報データベースの試行的構築」を通じて、協力法人が大学情報データベースシステムにアクセスし、データをアップロードする際の外部接続回線の負荷を、実際の運用時も想定しながら確認した。

○ 平成20年度は、7月及び1月に国立大学法人等に、6月及び7月に機構の評価者に情報提供したことにより、昨年度のアクセス件数4,013件に対



うに、情報提供の充実を図る。

2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理、提供する。

② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理、提供する。

し、今年度6,259件と55.97%増加した。

- 機構では、大学評価事業の参考とするため、各大学等に対し、自己点検評価に関する報告書等について送付いただくようお願いしており、以下の自己点検評価・外部評価に関する報告書の送付があった。(16年度168, 17年度345, 18年度54, 累計3327)これらは、リスト化して図書資料室に保管し、より効果的に整理・活用できるようにするため、平成16年8月から図書資料室において、「蔵書目録検索(OPAC)」により、業務の効率化につながった。また、平成17年度から、情報提供のため、自己点検評価及び外部評価を含む教育研究活動に関する刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイト上で公開した。
- 大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくために、平成18年度から、「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報(ウェブサイト上で公開されている情報)への窓口の役割を担う、リンク集を中核とするサイトで、このほかに機構が収集、整理した国内外の評価に関する情報や大学評価に関する情報を、サイト利用者の様々なニーズに合った形で提供することを目指している。
- 本ポータルサイトの構築にあたっては、関係法令等により各大学等の情報の積極的な提供が要請されていること、また、平成17年10月に機構が各大学等に対して実施した「教育研究活動に関する刊行物調査」の集計結果において、自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の約8割が公開されており、ウェブサイトにおける公開も年々増加していることから、機構において各大学等の積極的な提供の支援を行う必要があるとの観点から構築に着手した。
- 平成18年度に、大学評価情報ポータルサイトのサンプルページを作成し、機構のウェブサイト上で公開するとともに、各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して、情報提供について依頼し掲載する情報の収集、整理を行った。なお、大学等から提供される自己点検・評価報告書及び外部評価報告書等の刊行物については、引き続き受け入れ、リスト化を行う。  
平成19年度に、前年度の蓄積をもとに改めて各大学に対して情報提供を依頼し掲載する情報の収集、整理するとともに、利用者の利便性などに配慮したシステム構築を行い、平成19年11月に本格的に同ポータルサイトの運用及び公開を行った。  
平成20年度は引き続き評価の情報提供依頼を行うことなどによりポータルサイトへの登録数の増加を図り、ライブラリに、高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり、随時大学評価に関するニュース・イベント等の情報提供(60件)をトピックスに掲載するなど、情報の充実を行った。(大学評価ポータルサイトのアクセス件数H19年度127,951件、H21年度193,745件)
- 平成16年度からは、国内の高等教育に関する評価機関と定期的に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催した。(4, 6, 10, 1月の全4回)また、各評価機関が主催するセミナー等に参加し、当該機関における評価に関する最新状況についての情報を収集した。なお、収集した情報については、機構内電子掲示板上で閲覧できるように随時整理、掲載している。  
平成18年度にはまた、平成20年2月に機構主催で実施を予定しているAPQN年次総会の実施に先立ち、APQN(Asia Pacific Quality Network)の機構以外の正規会員機関である大学基準協会及び日本技術者教育認定機構を含めて「APQN総会国内準備委員会」を発足させ、緊密な連携のもと準備を進め、その検討過程で、各機関における国際的質保証に関する取組等についての意見交換を行った。
- 平成16年度には、教職員をオランダやアメリカの評価機関に派遣し、諸外国の優れた評価機関等の知識や経験、活動状況などについて情報を収集した。
- 平成17年度は、北欧、ドイツ、米国、中国の評価機関への訪問調査を実施し、当該国の評価に関する情報並びに高等教育に関する評価についての意見交換を実施した。収集した情報を和訳するなど順次整理し、機構内電子掲示板に掲載し

③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理、提供する。

た。  
○ 平成18年度は、諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問、関係者の招へい及び来訪者の受入れにより、当該国・地域の高等教育の評価全般及び当該機関における評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。また、INQA/AHE など高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集した。収集した情報は順次整理し、必要に応じて翻訳した上、機構のウェブサイトまたは機構内電子掲示板へ掲載し、機構の行う評価事業への活用へ供した。評価機関等の訪問、関係者の招へい及び来訪者の受入れ状況を機構ニューズにより発信したほか、公開フォーラム、シンポジウムを実施し、資料等をウェブサイトに掲載した。また、平成17年度以降、機構のウェブサイト上で公開しているリンク集「世界の高等教育に関する評価機関」について、適宜リンクメンテナンスを実施するとともに、主要な評価機関及び当該機関における評価の状況をより把握しやすいように、本リンク集の再整理を行うべく作業を進めた。特に、英国の QAA と、平成19年2月に日英両国の大学評価、高等教育質保証に関する覚書（MoU）を締結、両機関の有する情報の交換を定期的に行うこととし、継続的かつ広範な情報収集を行う体制を確立した。

○ 平成19年度は、平成20年2月に、34カ国・地域から127人（うち国外からは86人）の参加を得て、機構主催で APQN の年次総会を実施し、アジア・太平洋地域の質保証機関との連携協力体制の構築を行うとともに、平成19年2月に英国の QAA との MoU 締結による協力関係の具体化を図るとともに、平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターとの MoU 締結による協力関係の構築など二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図ることにより海外評価機関等に関する情報収集のための協力関係構築を図った。

○ 平成20年度は、さらに評価機関関係者等との個別協議（2カ国2機関）も行い、評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。機構の評価事業の改善向上や今後の業務方針の策定、及び評価事業の国際通用性の確保に資することを目的として、平成20年度に新たに、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制や質保証制度、評価機関等に関する調査を行った。公的機関が発信するウェブページから関連情報の収集を行い、国ごとの概要資料「諸外国の質保証システム」として整理した上で、英国の QAA や中国教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関をはじめ、国外の質保証機関や質保証ネットワーク、在日大使館等に内容確認や情報提供等により本調査への協力を得た。また、評価機関等への訪問や国際会議を通じて入手した情報も適宜当該資料に反映させた。日本のほか、米国、英国、オーストラリア、及び中国を調査対象として情報収集・整理を行った。今後は内容が確定したものを順次情報発信していくこととしている。

○ 国立大学法人等に対して教育研究活動に関する刊行物調査を実施し、各機関から関連資料を収集した。収集した資料については、図書資料室で整理保管するとともに、「蔵書目録検索（OPAC）」により評価業務等への活用へ供した。また、平成17年度から、教育研究活動に関する刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイト上で公開した。

○ 大学等及び社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくために、平成18年度から、「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）へのリンク集を中核とするサイトで、このほかにも機構が収集、整理した国内外の評価に関する情報や大学評価に関する情報を、サイト利用者の様々なニーズに適った形で提供することを目指している。本ポータルサイトの構築にあたっては、関係法令等により各大学等の情報の積極的な提供が要請されていること、また、機構が各大学等に対して実施した「教育研究活動に関する刊行物調査」の集計結果等において、全体の8割以上が公開されており、ウェブサイトにおける公開も年々増加していることから、機構において各大学等の情報の積極的な提供の支援を行う必要があるとの観点から構築に着手した。

平成18年度に、大学評価情報ポータルサイトのサンプルページを作成し、機構のウェブサイト上で公開するとともに、各国公立大学、短期大学、高等専門学校に対して、情報提供を依頼し掲載す

④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理、提供する。

⑤ 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。

る情報の収集、整理を行った。  
平成19年度に、前年度の蓄積をもとに改めて各大学に対して情報提供を依頼し掲載する情報の収集、整理を行うとともに、利用者の利便性などに配慮したシステム構築を行い、平成19年11月に運用及び公開を開始した。  
○ 平成20年度は引き続き評価の情報提供依頼を行うことなどによりポータルサイトへの登録数の増加を図り、ライブラリに、高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり、随時教育研究活動に関するニュース・イベント等の情報提供（60件）をトピックスに掲載するなど、情報の充実を行った

○ 国内の評価機関が開催するセミナー等への参加収集した研究紀要等の文献資料等により、調査・研究に関する情報を収集した。  
○ 平成20年度は、平成20年7月に機構が主催した大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」の講演者等の発表資料を機構のウェブサイトにて公開した。高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク（APQN）、経済協力開発機構（OECD）及び高等教育アクレディテーション協会（CHEA）等が主催するワークショップやカンファレンス等に参加し、各国機関の調査・研究についての情報を収集した。また、機構の評価事業の改善向上や今後の業務方針の策定、及び評価事業の国際通用性の確保に資することを目的として、平成20年度に新たに開始した、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度、評価機関等に関する調査を進めるなかで、国際会議等で得た情報を参照する概要資料の中に適宜反映させた。今後は、本資料の公開を通じて当該収集情報を提供することとしている。  
○ 収集した情報は、評価研究部が実施する調査研究会などの調査研究事業に活用したほか、研究成果として、調査研究会でとりまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載した。これらの報告書及び『大学評価・学位研究』は機構のウェブサイトでも公開した。  
○ 平成19年度には、平成20年2月に機構主催にて実施した APQN の年次総会において、APQN 正会員である財団法人大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し、年次総会開催時のプログラム原案の作成等を通じて国内外の評価・質保証に関する調査・研究に関する情報を収集した。  
なお、本総会時に発表された総会参加者の発表資料等は APQN 事務局と連携の上 APQN のウェブページに掲載するための準備を進めた。

○ 平成17年度に、機構の「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」を英訳し、機構の英語版ウェブサイトにも掲載した。また、機構が行う大学評価や我が国の大学評価制度等に関する英文説明資料（英文概要及びプレゼンテーション資料）を作成し、国際会議や、諸外国・地域の評価機関訪問、関係者の招へい及び来訪者対応等の場で活用し、情報提供を行った。  
平成18年3月に実施された APQN 総会において、機構の実施する評価制度等について説明を行うなど、我が国の大学評価に関する情報の発信に努めた。  
○ 平成18年度には、我が国の大学評価について大学評価関係者及び広く国民の理解を得るため、機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行った上、英訳版原案を作成した。さらに、日本の大学評価制度や動向を英語により提供する場合、現状では用語の統一がとられていないことから、大学評価を中心とした高等教育の質保証関係の用語集の作成に着手した。平成18年度においては、英語版用語集を作成のための日本語版原案を作成した。このほか、英文ウェブサイトによる情報提供の充実を図るため、機構の英文ウェブサイトのリニューアルを実施するとともに、機構の大学評価に関する国際連携活動に関する情報を中心にコンテンツを充実させた。  
○ 平成19年度には、我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して情報発信するという観点から、機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行い、「Evaluation and Quality Assurance of Higher

									<p>Education in Japan」(英訳版)を平成20年2月に完成させ、機構のウェブサイトで公表した。併せて、我が国の高等教育制度の概要などを含めた機構の評価事業を中心とした海外への説明資料として、「Overview of NIAD-UE」を平成20年2月に完成させ、機構のウェブサイトで公表した。また、高等教育の質保証に関する情報発信を通じて評価制度への理解を深め、諸外国への情報発信を通じて評価制度への理解を深めるとともに、諸外国への情報発信を通じて質保証に関する国際連携活動を推進するため、平成19年2月にMoUを締結したQAAとの協力活動の一環として、「Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education」(高等教育に関する質保証関係用語集)を平成19年11月に完成させ、機構のウェブサイト上で公表した。</p> <p>本冊子は、国内関係機関の質保証に関する理解の促進につながるるとともに、協力機関であるQAAとの相互理解のみならず、広く英語圏の高等教育関係者からの反響も大きく、海外での我が国の高等教育への理解促進に広く貢献した。これらの英語版の資料に関しては、平成20年2月に機構が主催して開催されたAPQN年次総会において参加者へ配布するなど広く海外の評価機関、高等教育関係機関等へ配布し、機構及び我が国の高等教育への理解促進を図った。</p> <p>○ 平成20年度には、我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して継続的かつ適確に情報発信するという観点から、機構が平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集(初版)を基礎として、「インフォメーションパッケージ」を中核とした外国語による情報発信業務を順次進めた。</p> <p>○ インフォメーションパッケージとは、「高等教育に関する質保証関係用語集」及び「諸外国の質保証システムの概要」に加え、評価に関する具体的な情報として、機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準(英訳版)をひとつのパッケージとして一元的に発信するものである。「高等教育に関する質保証関係用語集」は、はじめに平成19年度に作成した用語集初版に対する意見募集を国内外の高等教育関係者に対して行った。寄せられた意見や指摘を踏まえ、また大学設置基準等の法令改正や高等教育の動向等に基づき、収録用語・定義の修正や新規収録を適宜行い、「高等教育に関する質保証関係用語集第2版」(案)としてとりまとめた。</p> <p>また、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報は、「諸外国の質保証システムの概要(日本語)」として、日本語・英語の2か国語により収集・整理した。</p> <p>機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準は、平成19年度に作成した用語集初版を踏まえて英訳作業を進め、機構内や関係機関への意見照会を経て、平成21年3月に完成した。</p> <p>○ 本パッケージの完成後は、国外の評価機関等との連携協力の場面で活用するとともに、相互理解を図るための有用なツールとして、国内外に広く紹介していくこととしている。すでに、平成21年3月のAPQN2009総会の分科会において本パッケージの発表を行ったが、優れた取組として英国のQAAをはじめ様々な国・地域で認知されており、なかには見本として自国の用語集を作成したいとの意向を示す機関もあるなど、本パッケージに対して大きな反響を得ているところである。</p>	
<p>(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供 多様な学習機会を求める者へ効果的な情報提供を行う。 科目等履修生制度について、その開設状況の把握と情報提供を行うとともに、短期大学、高等専門学校認定専攻科に関する情報を整理し提供する。</p>	<p>(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供 ① 毎年度、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。</p>	<p>○ 学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。</p>	A	A	A	A	A	<p>○ 学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、毎年度、各国公私立大学に対し、翌年度における科目等履修生制度を利用した開設予定科目の調査を実施した。各大学からの調査結果を取りまとめ、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を発行し、全国の国公私立大学、短期大学、高等専門学校及び放送大学(学習センター等を含む)並びに都道府県の教育委員会及び公立図書館等の行政機関に送付したほか、申請者からの個別の請求にも対応した。なお、平成18年度から最新の情報を公開するため、調査時期を従来の10月下旬から、多くの大学において科目等履修生制度が決定される11月下旬に変更し、1月下旬に公開した。</p> <p>なお、各大学からの調査結果をとりまとめた「科目等履修生制度の開設大学一覧」については、平成19年度版から冊子媒体では作成せず、機構ウェブサイトでのみ公開することとした。ただし、ウェブサイトを利用できない個人からの申出に</p>	<p>○ 学習機会を求める国民のニーズに適切に対応している。特に、学位授与に関するウェブサイトへのアクセス件数が当初計画の45万件となったことは評価される。</p>	

	<p>② 毎年度、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。</p> <p>③ 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供に大学情報データベースシステムを活用する。</p> <p>④ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。</p>					<p>は、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。</p> <p>○ 科目等履修生制度の開設大学一覧のアクセス数 平成16年度111,126, 平成17年度 87,942, 平成18年度 80,250, 平成19年度101,288, 平成20年度 55,500</p> <p>○ 学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、機構が認定する国公立短期大学及び高等専門学校の専攻科に対して、翌年度における「専攻科・専攻情報」及び「学生募集の概要」の調査を実施した。 各専攻科からの調査結果をとりまとめ、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、各国公立短期大学及び高等専門学校に送付したほか、申請者からの個別の請求（例年約150部）にも対応した。なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとした。ただし、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。</p> <p>○ 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧のアクセス数 平成16年度 20,103, 平成17年度 10,101, 平成18年度 19,416, 平成19年度 33,341, 平成20年度 23,900</p> <p>○ システムの実施段階において、大学等の負担を考慮し、最低限のデータ項目に厳選することとなったため、「科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「短期大学・高等専門学校専攻科一覧」をとりまとめ、学習の機会に関する情報の提供を行った。</p> <p>○ 「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した形で掲載し、「基礎資格の確認」、「単位の修得」、「レポート作成」、「申請」、「試験」、「機構での審査」及び「合格後の学位取得」の各段階ごとに、詳細な説明を加えるとともに、FAQ(Q&amp;A)を充実することで、利用者がより分かりやすいように工夫した。 また、平成17年度からは、短期大学・高等専門学校の専攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例などの情報を電子媒体で提供するため、記入例などをまとめた手引をウェブサイトに掲載した。 さらに、学習情報の提供の一環として、「短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等への学位授与者数」、「学位授与者数の推移」、「基礎資格別学位授与者数の内訳」、「認定専攻科数一覧」、「分野別認定専攻科専攻数」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程一覧」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）修了者への学位授与者数」及び「機構による学位授与に係る学校・教育施設の概略図」などの学位授与に関する各種資料をウェブサイトで積極的に公開した。</p> <p>○ 学位授与事業関係のアクセス数 平成16年度 550,482, 平成17年度 465,659, 平成18年度 513,706, 平成19年度 553,313, 平成20年度 452,248 上記のように45万件以上のアクセス数を達成している。</p>		
--	---	--	--	--	--	--	--	--

(6) その他の業務 (II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期目標	中期計画	評価の観点	各事業年度評価結果					中期計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
			16	17	18	19	20			
<p>(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力 国内の他の評価機関との連携協力を進めることにより、評価事業の円滑な実施等を図る。また、諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との協力体制、ネットワークを構築し情報の共有等を行うことにより、評価システム及び学位授与システムの改善・充実や評価の国際的な通用力の確保を図る。</p>	<p>(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力</p>	<p>○ 評価システム及び学位授与の改善・充実等に資するため、国内外の関連機関等と適切な連携・協力を図っているか。</p>	A	A	A	A	A	<p>A</p>	<p>○ 国内外の機関と幅広く提携し、評価の改善に努めるとともに、我が国の大学の質的保証について、インフォメーションパッケージを作成し、一元的に海外への情報発信を進めていることは評価される。 ○ INQAAHE, APQN 等の国際ネットワークの会議などに参加し、中国、韓国との連携の強化を行ったり、英国 QAA との連携・協力も着実に進捗していることは評価される。</p>	
	<p>① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。</p> <p>② INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) に参加し、国際的な高等教育の質の保証に関する論議に積極的に参画するとともに、この場を通じて、諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との情報の共有、協力体制の構築などを図る。</p>		<p>○ 平成16年から新たに導入された認証評価制度に係る評価基準や評価方法等について、関係機関による所要の意見交換を継続的に実施し、各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構の4機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、幹事持ち回りにより開催された。(毎年度4回開催、ただし平成17年度は3回)</p> <p>○ 平成20年度には、認証評価機関間の連携に関し、機構の提案でWGを立ち上げ21年度に向けて具体的方策の検討を開始することとした。</p> <p>○ 各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員等が相互に講演するなどにより、評価機関間の連携協力の強化を図った。</p> <p>○ APQN 正会員である財団法人基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織した。</p> <p>○ 平成17年3月29日から4月1日にかけてウエリントン(ニュージーランド)において、国際会議が実施され、木村機構長をはじめとする6人の機構職員が参加し、機構が平成15年度までに実施した試行的評価の検証結果の報告や日英高等教育に関する協力プログラムの実施報告等、日本における高等教育の質保証の現状について発表を行った。18年度以降も積極的に会議等に参加している。</p> <p>○ INQAAHE に併せて開催された APQN (アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク)において、新たに同ネットワークの理事に機構教員が選任されるなど、国際的な高等教育の質の保証に関する論議に積極的に参画するとともに、この場を通じて、諸外国の評価機関等との情報の共有、協力体制の構築等を図った。</p> <p>○ APQN が運営するコンサルタント・レビューアーデータベースにレビューアーとして3人の機構教員の登録を行った。</p> <p>○ APQN 総会では、機構教員が大学評価データベースについて発表を行うとともに、機構長が機構の実施した評価の制度等について説明を行うなど、我が国を代表する評価機関として我が国の評価に関する情報の発信に努めた。</p> <p>○ 平成21年3月に開催された APQN の年次総会では、機構から日本の高等教育機関における経営手法に関する調査結果の発表を中心としたプレゼンテーション、及びインフォメーションパッケージ・プロジェクトについての2件の分科会発表を行い、情報収集のみならず国外に向けて機構の評価に関する取組事例を積極的に発信した。</p> <p>○ 平成17年(2005年)の UNESCO 総会及び OECD 理事会で採択された『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』の策定にあたって、我が国代表として参加した機構長が主導的役割を果たした。また、平成18年7月に機構職員に対して機構の業務の国際的な通用力の確保の重要性等について意識醸成を図るため、文部科学省から講師を招へいし、『UNESCO/OECD「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」研修会』を実施した。さらに、OECD の会合、CHEA 総会及び POD 総会等にも積極的に参加し、高等教育の質保証等に関する情報収集に努めた。このうち、米国の高等教育ア krediteーション協会(CHEA)総会では米国における機関ア krediteーション及び専門ア krediteーションの現状等について、高等教育専門組織開発ネットワーク(POD)総会では米国の高等教育におけるFD活動について、それぞれ情報収集を行った。</p> <p>○ 評価システム等の改善・充実及び評価の国際的な通用力の確保という観点から、諸外国の関係機関との情報共有、協力体制の構築及び各国・地域</p>							

③ 日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。

の個別動向の把握のため、9カ国26機関を訪問した。また、8カ国・地域8機関の来訪を積極的に受入れ、機構の内容理解を図るとともに、意見交換等により情報の共有に努めた。

- 在日公館などの協力を得るなどして、諸外国の関係機関との協力体制の下、北欧5カ国6人、中国5人、米国3人の専門家等を招へいし、シンポジウム、講演会を開催した。
- 英国のQAA (=Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構)との間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書(MoU)を締結し、今後の継続的な情報共有、協力のための体制整備を行い、平成20年度には、覚書に基づく具体的な協力活動を実施し、日英間の評価・質保証分野の連携協力関係を深化させた。
- 中国教育部高等教育教學評価センターとの間で覚書に基づく協力プロジェクトの実施や連携協力の方針等の協議を行った。さらに中国教育部学位・大学院教育發展センターとの間でも覚書の締結を視野に入れた連携方策の協議を進めるなど、中国の複数の大学評価機関との連携協力体制を進展させた。
- 韓国の大学評価機関の関係者と協議を行うなど、我が国と高等教育分野での関係の深い国・地域との評価・質保証分野における協力関係の足がかりをつくった。

○ 日英両国の高等教育改革に関して、日英双方の高等教育に関する知識や経験を交換し、両国の高等教育の発展に寄与することを目的に、話し合いがなされ、平成14年2月、3年間(平成14年3月から平成17年2月まで)の実施が合意された。さらに、平成17年1月に、日英両国の戦略的な関心領域における関係強化のため、さらに2年間の延長が決定された。

- 日英両国の大学が参加して、平成16年1月に第二プロジェクト「Leadership Development - リーダーシップの向上 -」が両国の間で合意され、なお第二プロジェクトについては、平成18年2月をもって終了した。特に平成17年度においては、プログラムに参加する英国側大学による日本側大学への訪問調査(スタディ・ビジット)が実施されるとともに、第二プロジェクトの成果について国内の高等教育関係者へ広く普及をはかるため、報告書の刊行及び公開フォーラムの開催を行った。また、平成18年2月の合同推進委員会では、今後の展開として、プログラムの枠組みを活用した日英両国の機関間の自立的な連携・協同を目指していくことが合意され、その具体的方策について検討していくことになった。
- また、第二プロジェクト以降の取組として日本側推進委員会を平成18年7月に開催し、英国側との調整を経て、プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」(平成19年1月～平成19年9月)を実施することとなり、これに基づき、平成19年3月に対象プロジェクトの参加大学を決定し、平成19年5月に日本側参加機関による英国へ、平成19年6月に英国側参加機関による日本への相互訪問を経て、その成果として平成19年6月に「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラムを東京で開催し、本プログラムの総括を行った。
- 平成18年12月、英国(エジンバラ)で開催された国際会議「Going Global 2 The UK's International Education Conference」(ブリティッシュ・カウンシル主催)に機構から4人が参加し、機構長がこれまでの日英高等教育に関する協力プログラムの実績について発表を行うとともに、引き続き開催された国際高等教育ポリシー・フォーラムにおいて、現状の二国間プログラムに加え、中国、インド等との多国間連携実施の可能性等について協議を行った。  
なお、機構は本プログラムの日本側推進委員会の事務局を担当し、木村機構長(当時)が同委員会委員長を務めた。
- 機構は、英国のQAA (=Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構)と、講演会の開催等を通じて情報交換を図ってきたが、日英両国の質保証機関が協力関係をさらに深めるために、平成19年2月6日にQAAと高等教育質保証分野での連携に関する覚書(MoU)を締結した。
- 平成19年5月及び11月に英国にて、覚書に基づく協力プロジェクトの具体的な協議を行うとともに、平成20年2月に機構が主催して行うAPQNオープンシンポジウムにてQAA理事長に講演していただくなど、両機関における具体的な協力関

								<p>係を深化させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 覚書に基づき、「高等教育の質保証に関する日英双方の用語集の作成」、「評価機関の国際通用性に関するプロジェクト」等のプロジェクトを日英双方で実施していくことで合意が得られたことを受け、プロジェクトの具体的な内容についてQAAと連絡調整を行い、準備を進めた。特に、「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成に関しては、QAA理事長自らプロジェクトに参画いただきその内容充実に貢献いただき、平成20年に機構主催で開催されたAPQN年次総会の分科会で発表を行うなど大きな成果を得ることができた。</li> <li>○ また、平成20年度に本格開始したインフォメーションパッケージ・プロジェクトにおいても大学評価先進国としての知見を提供いただいている。特に、QAAからは機構の用語集プロジェクトに対し、評価機関や大学等が連携協力を図る際にそれぞれの制度や特徴を相互に理解する上で優れた取組であるとの高い評価を得ているところである。</li> <li>○ 平成20年6月には、QAAが開催した年次会合に機構の川口理事及び教職員が招待参加するとともに、平成20年7月に機構が開催した大学評価フォーラムにQAAのキャロライン・キャンベル国際課長を招へいし、英国における評価の活用事例等についての発表をいただくなど、教職員の交流を通じて両国の高等教育質保証に関する取組や経験の共有を図った。21年度には、機構とQAAとの間でインフォメーションパッケージに関する国際ワークショップを共同で開催することの合意形成がなされており、本ワークショップの開催に向けてより緊密に連携を図っていくこととしている。</li> </ul>		
<p>(2) 広報活動の実施 広報活動を充実させることにより、機構の実施する事業について、広く国民の理解促進、情報入手等に寄与する。</p>	<p>(2) 広報活動の実施</p> <p>① 機構の活動等を積極的に発信するため、広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、国民の理解の促進を図る。</p>	<p>○ 機構の実施する事業について広く国民の理解促進等を図るため、広報活動を適切に実施しているか。</p>	B	B	A	A	A	<p>○ 機構の広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」において、評価事業及び学位授与事業の活動等における情報を年4回（平成18年度から毎月）発行した。なお、広く国民にも閲覧できるように、機構のウェブサイトに掲載し、バックナンバーの閲覧が容易に行うことができるような利便を図った。</p> <p>○ 毎年度、認証評価に関するリーフレットを作成し、大学、短期大学、高等専門学校及び関係団体に送付した。</p> <p>○ 学位授与事業に関しては、次のリーフレット等を作成配付するとともに機構のウェブサイトで公表しており、必要に応じて内容の改訂を毎年度行っている。</p> <p>○ 大学評価シンポジウムの実施（平成18年3月17日実施）について、教育事業関係マスメディアを利用して開催案内及び参加依頼を行った。</p> <p>○ 平成18年6月開催の「日本一ノルディック公開シンポジウム」を広報する手段の1つとして、ラジオ放送局（J-WAVE）を利用した。</p> <p>○ 平成18年度からは、機関別認証評価の評価結果を機構ウェブサイトで公表している旨の新聞広告を行った。（平成18年度1紙、平成19年度2紙、平成20年度1紙）</p> <p>○ 他機関での機構の業務の認知度及び機構が実施する広報活動に関して、アンケート調査を実施したところ、国立大学法人では法人評価に強い関心があること等の意見が得られた。また、ウェブサイトについても、これまで、大学、短大、高専の機関別認証評価を1つの掲載項目にまとめたものをアンケート調査の意見に基づき、それぞれ別途に項目立てを行うなど、ウェブサイトの改善等に繋がった。</p> <p>○ 機構の実施する認証評価について理解を図ることを目的に、日本工学教育協会が発行する協会誌「工学教育」（平成18年3月発行）に広告掲載を行った。</p> <p>○ 平成18年度には小平第四中学校の2年生3人を職場体験研修生として受入れ、機構の事業の理解増進を図った。</p> <p>○ 評価事業及び学位授与事業についての広報番組を作成し、映像コンテンツの蓄積を図った。</p> <p>○ 平成19年度には、放送大学利用者向けに放送する放送番組「大学の窓」に機構として全面的に制作に協力した。</p>	A	<p>○ 機構の事業についての国民への情報提供を促進するため、ウェブサイトの充実など、効果的に実施されていることは評価される。</p>



<p>(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施 大学等の評価に関する普及活動を実施することにより、大学の教育研究水準の向上のために評価が必要欠くべからざるものであるとの認識や、第三者評価への正しい理解の普及などを図る。</p>	<p>② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。</p> <p>(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施</p> <p>○ 評価についての普及活動（シンポジウムやセミナー等）を適切に実施しているか。</p> <p>① 評価に関するシンポジウム等の開催機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを年3回以上開催する。</p> <p>② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施 各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年1回以上実施する。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>○ ウェブサイトのアクセス件数を毎月・毎年度毎に調査し、広報活動の成果を評価するのに役立つとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向を分析した。</p> <p>○ 平成16年度は、「大学機関別認証評価に係るシンポジウム」を開催した。また、日英高等教育に関するプログラムの一環として「New Challenges for Higher Education Leadership and Policymakerst -リーダーシップの向上を目指して-」と題して公開フォーラムを実施した。</p> <p>平成17年度は、「大学評価に期待するもの」と題して大学評価シンポジウムを開催した。また、日英高等教育に関するプログラムの一環として京都フォーラムを開催した。さらに、「アジアにおける大学評価」と題して「台湾における大学評価」について公開講演会を開催した。</p> <p>平成18年度は、「大学評価への期待」と題してシンポジウムを開催した。また、北欧5ヶ国の大学関係者を招へいするとともに国内の大学関係者の参加を得て、日本-ノルディック公開シンポジウム「大学評価をどのように活かすか」を実施した。</p> <p>平成19年度は、「評価への取組 改善への取組」と題して大学評価フォーラムを開催した。また、日英高等教育に関する協力プログラムの第3プロジェクト「高等教育における地域貢献プロジェクト」の総括として公開フォーラムを開催した。</p> <p>平成20年度は、「大学評価の戦略的活用と方法」と題して大学評価フォーラム及びワークショップを開催した。なお、招へいを契機として、海外調査時に招へい者の所属機関を訪問するなど、継続的な連携・協力体制を構築することにもつながっている。</p> <p>○ 毎年度、機構が実施する、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価についてそれぞれ説明会を開催した。</p> <p>○ 大学等が開催する講演会等における講演等、大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに積極的に対応し、評価に係る事項等について説明を行った。</p> <p>○ 我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、「大学評価文化の展開-わかりやすい大学評価の技法-」を平成18年5月に刊行した。続いて、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめた第2巻「大学評価文化の展開-高等教育の評価と質保証-」（平成19年6月）及び各大学等の評価への取組事例などをまとめた第3巻「大学評価文化の展開-評価の戦略的活用をめざして-」（平成20年3月）をそれぞれ刊行した。</p> <p>なお、高等教育の質保証・評価の動向や評価事業の課題・問題点などをまとめた新たなシリーズ「大学評価文化の定着-大学が知の創造・継承基地となるために」の刊行の準備を進めた。</p> <p>○ 機構の認証評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。</p> <p>○ 大学情報データベース構築に関する大学関係者の理解の増進を図ることを目的として、平成16年度は、平成16年8月に「大学情報データベース構築に関する説明会」を開催した。</p> <p>平成17年度は、平成18年3月に東京大学駒場キャンパスにおいて、「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催した。</p> <p>平成18年度は、各国立大学法人等の大学情報データベースについての理解を深めるために、平成19年2月一橋記念講堂においてセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を実施した。</p> <p>平成19年度は、各国立大学法人等に大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成19年7月国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「大学情報データベース入力担当者説明会」を開催した。なお、平成19年5月22日～6月13日に開催した「中期目標期間の評価に</p>	<p>A</p> <p>○ 我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、「大学評価文化の展開-わかりやすい大学評価の技法-」、「大学評価文化の展開-高等教育の評価と質保証-」、「大学評価文化の展開-評価の戦略的活用をめざして-」の刊行をはじめとして、効果的な普及活動が行われている。また、各種説明会、シンポジウム、フォーラムなどを通じ、積極的に普及活動に努めていると評価される。</p>
--	--	--	--	--	---

	<p>③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。</p>					<p>関する説明会」においても、国立大学法人等の教育研究評価での大学情報データベースの目的・役割について説明を行った。</p> <p>平成20年度は、国公立大学等を対象として大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した。</p> <p>○ 「大学機関別認証評価に係るシンポジウム」等に関して、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。アンケートでは、参加機関が大学評価を行う上で参考となった点、今後機関が行うフォーラムやワークショップを開催するにあたっての要望等について調査を実施した。</p> <p>○ 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等に関するアンケート調査を実施した。次回以降のシンポジウム、講演会のニーズ把握及び運営方法の改善に資するため、参加の経緯・満足度・感想等のアンケート調査を実施した。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

(1) 総合的事項 (II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期目標	中期計画	評価の観点	各事業年度評価結果					中期計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
			16	17	18	19	20			
<p>(1) 業務運営及び事業の実施にあたり、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等を行う。</p>	<p>(1) 事業の実施にあたり、評価事業については大学評価委員会等(大学、短期大学、高等専門学校)の教育研究等の総合的状況に関する評価を担当するそれぞれの委員会、法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価を担当する委員会、国立大学法人評価委員会からの要請に基づく国立大学・大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を担当する委員会をいう。)及び学位授与事業については学位審査会とそれとに置かれる委員会に、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。 また、調査研究業務、情報提供業務及び管理運営業務についても、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。</p>	<p>○ 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等を実施しているか。</p>	A	A	A	A	A	<p>○ 機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等に大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等、各方面の有識者等の参画を得て運営した。これらの組織では、業務(事業)の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。</p> <p>○ 大学等の教育研究水準の向上に資するため、下記アからオまでの各委員会を設置し、大学等の教育研究活動の状況について評価を行う評価事業の実施体制の整備を行った。</p> <p>① ① 大学、短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価(機関別認証評価)について審議を行う ア 大学機関別認証評価委員会 イ 短期大学機関別認証評価委員会 ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 をそれぞれ設置し、評価基準・評価方法等を決定。認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。</p> <p>② 法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育研究活動状況についての評価(法科大学院認証評価)について審議を行う エ 法科大学院認証評価委員会 をそれぞれ設置し、評価基準・評価方法等を決定。認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。</p> <p>③ 文部科学省国立大学等法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人等の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関する審議を行う オ 国立大学教育研究評価委員会 を設置し、国立大学法人等の教育研究評価に関する個別の評価を審議した。</p> <p>○ 学位授与申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行い、高等教育段階の様々な学習成果を評価し学位を授与するため「学位審査会」を設置し、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て審査を行った。</p> <p>○ 機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により「評議員会」が置かれ、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て運営することとされており、平成16年度から平成20年度の期間においては、業務方法書、中期計画、年度計画、財務諸表、業務実績報告書、予算、決算、機構長の任命等、機構の運営に関する重要事項に関し審議を行った。</p> <p>○ 機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため「運営委員会」を置き、大学の学長及び教員その他の学識経験のある者の参画を得て運営することとなっており、平成16年度から平成20年度の期間においては、役職員の報酬及び退職手当、会計規定、教員の選考、各種評価委員会委員及び専門委員並びに学位審査会審査委員及び専門委員の選考等、機構の事業の運営実施に関し審議を行った。</p>	A	<p>○ 評議員会、運営委員会など、各方面からの有識者等の参画を得て運営し、業務(事業)の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たしており評価される。</p>
<p>(2) 自己点検・評価及びその結果についての外部有識者の検証を実施し、その結果に基づき業務の見直しを図る。</p>	<p>(2) 毎年度、自己点検・評価を行う。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。 さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部の有識者で構成される組織において、平成19年度～20年度の間、自己点検・評価の結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、その際には、大学等の評価、学位授与、調査及び研究並びに情報の収集、整理、提供及び各業務の連携を図り、効果的、効率的な業務運営を視野に入れることとする。</p>	<p>○ 各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を適切に実施しているか。</p>	A	A	A	S	A	<p>○ 平成16年度に、外部評価としては、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織される評議員会及び運営委員会において、機構の業務に対して意見をいただき、業務に反映している。 自己点検としては、平成16事業年度の年度計画の実施状況を把握するため、各業務等の項目ごとに9月末と12月末の時点でそれぞれ調査を行い、年度計画の実施状況を確認した。自己点検・評価に係る年度計画については、平成16年度の業務実績に係る自己点検・評価の実施に向けて、点検項目等を検討するために事務組織内に自己点検・評価ワーキンググループを設置した。自己点検・評価ワーキンググループは、平成16年12月から平成17年3月までの間に4回の会議を開催し、自己点検・評価に係る点検項目は、年度計画における各業務等の項目と定めるとともに、評価方法等を含めた自己点検・評価実施要項を策定した。 平成17年度から前年度の各事業の業務の実績に</p>	A	<p>○ 外部検証委員会を設置し、機構の業務全般にわたって幅広く検証して業務を実施していることは評価される。</p>

							<p>係る自己点検・評価を実施した。これらの自己点検は、業務の適時適切な実施と、職員の業務の進行管理に対する意識を高める上で有益であった。</p> <p>○ 外部の意見を取り入れる体制の整備状況</p> <p>① 外部評議会、運営委員会における意見の反映      各界、各層の学識経験者20人で構成する評議会      会並びに大学関係者及び外部の有識者等21人で      構成する運営委員会において、高い識見から機      構の業務等に対して意見をいただく体制を整え      ており、その意見を業務に反映している。</p> <p>② 文部科学省独立行政法人評価委員会による機      構の業務の実績に関する評価への対応      文部科学省独立行政法人評価委員会から前年      度に係る指摘事項については、自己点検・評価      委員会において対応方針を審議するとともに、      翌年度以降の業務にどのように反映させるか、に      ついて整理・分析し、その後の取組状況のフォ      ローアップに努めた。</p> <p>③ 外部有識者による検証      平成18年度に、自己点検・評価委員会の下に      自己点検・評価委員会ワーキンググループを設      置して、検証方法やスケジュールの策定及び委      員の人選等について検討を行うなど、外部検証      の実施に向けた準備を行い、平成19年度に、機      構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資す      ることを目的として、外部の有識者6人で構成      される組織「外部検証委員会」において、平成      16年度から平成18年度までの業務実績や自己点      検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに      機構の業務全般について検証を実施した。      認証評価事業及び学位授与事業については、      「外部検証委員会」の小委員会として「認証評      価に関する外部検証委員会」及び「学位授与に      関する外部検証委員会」を設置し、検証を実施      した。</p> <p>④ 外部有識者による検証結果の業務の見直しへ      の反映      次期中期計画の策定にあたり、平成19年度に      実施した外部検証結果を次期中期計画案へ反映      させた。また、独立行政法人整理合理化計画（平      成19年12月24日閣議決定）で指摘を受けた事項      にも対応した。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

II 業務運営の効率化

(1) 業務運営の効率化 (I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期目標	中期計画	評価の観点	各事業年度評価結果					中期計画に対する実施状況	評定	委員のコメント																							
			16	17	18	19	20																										
1 機構の行う業務については、既存経費の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の削減を図る。	<p>1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、1%以上の削減を図る。例えば、次のような措置を講ずる。</p> <p>① 恒常的な省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進める。</p> <p>② グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減する。</p>	<p>○ 既存経費の見直し、業務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 業務の合理化を図るための措置を適切に実施しているか。</p> <p>○ 必要に応じて組織の見直しや、人員の適正配置を行っているか。</p> <p>○ 契約に係る規定類について、適切に整備されているか。</p> <p>○ 「随意契約見直し計画」の目標達成に向けて、具体的に取り組んでいるか。</p>	A	A	A	A	A	A	<p>○ 省エネ化に対する取組みを継続してきたことは評価される。</p> <p>○ 一般管理費を毎年3%以上、事業費を毎年1%以上削減する計画に対し、計画以上の実績を残し、効率化目標を上回る実績を上げていることは評価される。</p>																								
							<p>○ 会計業務の効率化を図るため、給与計算業務のアウトソーシングを行った。</p> <p>○ 派遣職員（秘書・庶務業務、経理・契約業務、司書業務、学位審査業務、大学評価業務、パソコンヘルプデスク業務、会議事速記）の受入れにより職員の業務の軽減を図った。</p> <p>○ 学位授与事業においては、「科目履修生制度の開設状況一覧」の作成に係る業務を外部委託し、これまで3月に公開してきた同一一覧を1月に公開した。</p> <p>○ 情報システム管理運用業務のアウトソーシングを行っている。</p> <p>○ 学位審査業務について、学士の学位授与申請に係る刊行物の資料請求の対応業務にテレメールシステムを導入し外部委託したことにより、資料発送対応業務の削減等を行った。（平成20年度実施）</p> <p>○ 光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備として、以下の取組を行った。</p> <p>○ 執務室の空調設備の自動運転時間の短縮、クールビズ・ウォームビズによる執務室及び会議室等の温度設定（夏季：28℃、冬季：19℃（平成20年度は冬季：20℃））の徹底など、光熱量の節約に対する積極的な取組を実施した。</p> <p>○ 南向きガラス面の遮光フィルム貼付による冷暖房の保温効果持続等、設備面での光熱水量の効率化を図った。（平成17年度実施）</p> <p>○ 夏期に扇風機を併用することにより、冷房の効率化を図った。（平成18年度以降実施）</p> <p>○ 電子メールを活用することにより、電話の使用頻度及び通話時間を削減した。</p> <p>○ パソコン、FAX、複写機等を常時省電力モードにするなど、待機電力の節約を図った。</p> <p>○ 新規採用職員に対し「情報セキュリティーポリシーに関する説明会」を行い、情報資産利用の推進を図った。</p> <p>○ 定時退庁を推奨して残業時間の削減に努め、時間外における光熱水量を節約した。</p> <p>○ 空調運転スケジュールの改善により、安価な夜間電力の活用を促進した。（平成20年度実施）</p> <p>○ 空調自動制御の改善により、空調の不要な部屋について送風を停止するよう設定変更した。（平成20年度実施）</p> <p>光熱水量費等の削減額（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総通勤手当削減額</td> <td></td> <td></td> <td>△14,191</td> <td>△16,103</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光熱水量費削減額</td> <td>△3,349</td> <td>△2,386</td> <td>△2,580</td> <td>△7,780</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>△3,349</td> <td>△2,386</td> <td>△16,771</td> <td>△6,833</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 従来ペーパーで行っていた機構内外への各種通知・連絡文書及び委員会等の事前配布資料等について、電子メール、グループウェア及びオンラインストレージ（平成20年度）を積極的に活用することで情報の共有化、ペーパーレス化及び用紙代の削減を図った。</p> <p>○ ウェブサイトによる情報提供を積極的に行った。</p> <p>○ ペーパーレス化が困難な会議資料等の文書について、原則として両面印刷を用いるとともに、縮小印刷及び用紙裏面の再利用等、省紙化を徹底した。</p> <p>○ 裏面が使用可能な使用済み用紙は再利用するなど積極的に周知した。</p> <p>○ 少人数での打合せの際に大型ディスプレイ使用し、ペーパーレス化を推進した。（平成17年度以降実施）</p> <p>○ 業務システムサーバーの仮想化を積極的に行い、業務システム最適化の実現とシステム運用経費の削減を行った。（平成20年度実施）</p> <p>○ 平成16年度以降、印刷製本及び配付に係る経費</p>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	総通勤手当削減額			△14,191	△16,103		光熱水量費削減額	△3,349	△2,386	△2,580	△7,780		計	△3,349	△2,386	△16,771	△6,833			
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																												
総通勤手当削減額			△14,191	△16,103																													
光熱水量費削減額	△3,349	△2,386	△2,580	△7,780																													
計	△3,349	△2,386	△16,771	△6,833																													

③ 印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進する。

④ 消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進める。

の削減を図るため、以下の取組を行った。  
 ① ウェブサイトへの情報掲載  
 ② 業務実施状況に応じた印刷製本部数の見直し  
 ③ 独自印刷などによる印刷外注の見直しを行ったことによる、印刷製本に要する経費の削減並びに配付に要する郵便料及び宅配料の削減

(1) コピー用紙及び複写機に要する経費削減額  
 (2) 印刷製本に係る経費及び通信運搬費の削減額  
 (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)	△ 5,654	△ 88	△ 2,100	△ 107	△ 13,614
(2)	△ 5,567	△ 533	△ 4,137	△ 107	△ 13,614
計	△ 11,221	△ 621	△ 6,237	△ 107	△ 13,614

○ 平成16年度以降、予算の適切かつ効率的な執行に際し、消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等の推進策として、以下の取組を行った。

- ① 日常的、定量的に必要とされる事務用消耗品について、随時一括購入を行うことで購入単価の低減を図った。
  - ② コピー用紙について、年度当初に年間の使用枚数を見込み単価契約を行うことにより、随意契約での購入より安価にて購入した。また、競争性を確保する一般競争入札により、一層の経費削減につながった。
  - ③ 複写機の賃貸契約の低廉化について検討した上、一般競争入札による複数年リース契約（4年間）を実施した。（平成17年度実施）
  - ④ 一橋大学との警備契約の一括契約を実施した。（平成19年度以降実施）
  - ⑤ 大学情報データベースシステム関連の契約の一部及びウェブサイト管理システムの保守契約について、一般競争入札に移行した結果、契約金額の節減が図られた。（平成19年度以降実施）
  - ⑥ 小平地区の電話回線移行業務に係る一般競争入札を行った。（平成20年度実施）
- なお、平成19年度から随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則、一般競争入札に移行している。

経費削減額（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
削減額	△ 475	△ 30,879	△ 475	△ 13,885	△ 1511

IV 財務内容（Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善）

中期目標	中期計画	評価の観点	各事業年度評価結果					中期計画に対する実施状況	評定	委員のコメント																		
			16	17	18	19	20																					
<p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。</p> <p>2 固定経費の削減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定経費の節減を図る。 また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された国家公務員の定員の削減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項（中期目標）</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。</p> <p>2 固定経費の削減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定経費の節減を図る。</p>	<p>○ 予算の適正かつ効率的な執行を図っているか。</p> <p>○ 契約の適正な実施確保のための取組が整備されているか。</p> <p>○ 契約における競争性・透明性の確保の観点から、監事等によるチェックが行われているか。</p> <p>○ 職員の給与について検証を行い、検証結果や取組状況を公表しているか。</p>	A	A	A	A	A	<p>A</p>	<p>○ 効率的な執行、適切な運用がなされている。また、セグメント別収支状況を開示したことは評価される。ただし、学位授与業務及び認証評価業務（認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分は除く。）は、原則として手数料収入で必要な経費を賄うことは、将来の課題である。</p>																			
	<p>III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 人件費の削減 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（1,109百万円）に比べて5.0%以上（平成20年度までには概ね3%以上）削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。</p>							<p>○ 人件費の削減について計画以上の削減率となったことは評価される。</p>																				
								<p>○ 平成16年度に業務の説明責任の観点から、業務ごとのセグメント情報を開示し、業務別に適正な予算管理を行うため、「独立行政法人大学評価・学位授与機構セグメント情報規則」を制定し、セグメント区分及びセグメント情報を定め、平成17年度から平成20年度の期間において開示した。</p> <p>○ 平成16年度から平成20年度の期間において、予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを、四半期毎にモニタリングすることにより、執行状況に応じて当初予算配分額を見直した。また、平成18年度からは、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても予算執行状況及び予算残高を確認できるように対応したところであり、各事業を担当する部門においても評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を把握することが可能になるなど、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。</p> <p>○ 適正な資金計画 平成16年度から平成20年度の期間において、現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。</p> <p>○ 監査機能の充実 独立行政法人大学評価・学位授与機構監事監査規則に基づく監事監査計画により、監事監査を実施し、機構業務の総合的な運営の改善に努めた。平成17年度は、大学評価事業、学位授与事業及び管理運営等について、それぞれ実施した。また、このほかに、適宜、監事に業務の進捗状況等を報告し、業務遂行の在り方、成果等について意見聴取するなど、監査機能の充実を図った。平成18年度以降は、期中監査において、主に会計経理に関する意見聴取、期末監査において、前年度財務諸表及び業務実績報告書等に対する意見聴取を行い、監査機能の充実を図った。また、財務の状況に関する監査をより充実させるため、平成16年度から監査法人と監査契約を結び、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行っている。</p> <p>独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、内部監査を実施し、会計処理が適正にされていることを確認した。平成17年度以降は、監査の重点項目を定め、監査期間を1日増やすなど充実を図った。なお、平成18年度に関しては、専門的知識を有する第三者を監査人に加え実施した。また、科学研究費補助金の内部監査を実施し、適正な使用確保に努めた。</p> <p>○ 固定経費の削減 効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量に係る経費、コピー用紙購入に要する経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等などの固定経費を削減した。また、特に、超過勤務手当等の人件費を削減するため、恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを行い、超過勤務手当を削減した。 固定経費等削減額（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定経費削減額</td> <td>△ 14,995</td> <td>△ 33,886</td> <td>△ 44,320</td> <td>△ 25,710</td> <td>△ 27,754</td> </tr> <tr> <td>超過勤務手当削減額</td> <td></td> <td></td> <td>△ 14,197</td> <td>△ 6,103</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	固定経費削減額	△ 14,995	△ 33,886	△ 44,320	△ 25,710	△ 27,754	超過勤務手当削減額			△ 14,197	△ 6,103			
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																							
固定経費削減額	△ 14,995	△ 33,886	△ 44,320	△ 25,710	△ 27,754																							
超過勤務手当削減額			△ 14,197	△ 6,103																								
								<p>1 予算 別紙1 予算 平成16年度～平成20年度のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2 収支計画 平成16年度～平成20年度のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3 資金計画 平成16年度～平成20年度のとおり</p> <p>4 人件費の削減 ○ 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて5%以上削減するため、第1期中期目標期間の最終年度である平成20年度の常勤職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減する人事計画を立案した。具体的には各年度において業務量が増大する部署については、配置換えによる増員並びに派遣職員を配置することにより常勤職員の負担を軽減させ、超過勤務時間等を抑制することができた。なお、派遣職員の配置により業務の質の低下を招かないよう、担当業務</p>																				

に關係する打ち合せ等を頻繁に行うことや、関連する出張に同行させるなど、業務が適切に遂行できるよう配慮した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額(千円)	1,017,337	1,010,727	927,788	935,765
人件費削減率(%)		△0.6	△8.8	△8.0

平成16年度～平成20年度の期間において該当無し

平成16年度～平成20年度の期間において該当無し

平成16年度～平成20年度の期間において剰余金の執行はなかった。

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 6億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画  
なし

VI 剰余金の使途

- 1 評価業務の充実
- 2 学位授与業務の充実
- 3 調査研究業務の充実
- 4 情報収集・整理・提供業務の充実



V その他業務運営に関する事項（VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

中期目標	中期計画	評価の観点	各事業年度評価結果					中期計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
			16	17	18	19	20			
1 事業推進にあたり、教職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。	<p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。</p> <p>③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求めめる。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数（期限付職員を除く。）については、その職員数の抑制を図る。 (参考1) ① 期初の常勤職員数 149人 ② 期末の常勤職員数見込み149人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,400百万円 ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。</p>	<p>○ 職員の計画的かつ適正な配置が行われているか。</p> <p>○ 職員の専門的な能力の向上を図るため、研修が適切に実施されているか。</p> <p>○ 教員の公募制により、幅広く人材を求めているか。</p>	A	A	A	A	A	<p>○ 業務運営の効率化を推進するため、組織を改組するとともに、業務量に応じた人員配置を行った。また、各課の担当業務の実績を踏まえた上で、業務量の変動見込みを行い、業務量に応じた係体制等の整備を行った。</p> <p>○ 全国の国立大学法人等との定期的な人事交流を行い、大学等の業務を経験している職員を採用することにより、機構の業務に即対応できる人材の確保と組織の活性化を図った。また、人事交流を行うことにより、機構で評価業務を経験した職員が出向元の大学等に戻り、当該大学の自己点検や評価の業務に携わる例も多く、大学等における評価業務の人材養成に十分寄与している。</p> <p>○ 機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、職員の資質及び能力の向上を図った。</p> <p>① 実践的研修等（機構実施） ・情報セキュリティに関する説明会 ・評価事業に関する研修 ・パソコン研修 ・英会話研修 ・メンタルヘルスに関する研修 ・初任職員研修 ・学位授与事業に関する研修 ・事務系職員マネジメント研修 ・著作権に関する研修</p> <p>② 専門的研修等（外部機関実施） ・情報システム、財務、監査業務、個人情報保護、著作権制度等に関する研修等に参加</p> <p>③ 大学等実務研修 ④ 海外派遣研修員制度 ⑤ 文部科学省関係機関職員行政実務研修</p> <p>○ 機構のウェブサイト等を活用した公募により幅広く人材を求めた結果、即戦力となる有用な人材を確保することができた。</p> <p>○ 中期目標期間期末の常勤職員数145人 中期期間の期末職員数は、業務量の増大に伴い、各年度に人事交流及び新規採用を行ったことにより、大幅な削減には至らなかったが、中期目標期間期初の常勤職員数として計画していた149人を上回らないよう抑制した。</p>	A	○ 業務繁忙化の中で、派遣職員などを増やすなど職員増加を抑制し、20年度までの5%以上の人件費削減について、計画を上回る実績となっていることは評価される。